

第 7 7 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 第 4 号議案 神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件
- 第 6 号議案 神河町商工業振興基本条例制定の件
- 第 7 号議案 神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 号議案 神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 10 号議案 神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 11 号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 12 号議案 神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 13 号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 14 号議案 神河町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 15 号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 16 号議案 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 17 号議案 神河町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 18 号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 19 号議案 神崎郡介護認定審査会規約の一部変更の件
- 第 20 号議案 神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約締結事項の変更の件
- 第 21 号議案 平成 28 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 22 号議案 平成 28 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 23 号議案 平成 28 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 24 号議案 平成 28 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 25 号議案 平成 28 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 26 号議案 平成 28 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 27 号議案 平成 28 年度神河町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 28 号議案 平成 28 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 29 号議案 平成 29 年度神河町一般会計予算
- 第 30 号議案 平成 29 年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
- 第 31 号議案 平成 29 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算

- 第 3 2 号議案 平成 2 9 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 3 3 号議案 平成 2 9 年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第 3 4 号議案 平成 2 9 年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第 3 5 号議案 平成 2 9 年度神河町訪問看護事業特別会計予算
- 第 3 6 号議案 平成 2 9 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
- 第 3 7 号議案 平成 2 9 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
- 第 3 8 号議案 平成 2 9 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
- 第 3 9 号議案 平成 2 9 年度神河町水道事業会計予算
- 第 4 0 号議案 平成 2 9 年度神河町下水道事業会計予算
- 第 4 1 号議案 平成 2 9 年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 第 4 2 号議案 神河町デジタル防災行政無線システム（同報系）整備工事請負契約締結事項の変更の件
- 承認第 1 号 神河町下水道施設統廃合計画の策定の件
- 承認第 2 号 公立神崎総合病院改革プランの策定の件
- 承認第 3 号 神河町第 2 期健康増進計画・食育推進計画の策定の件

○議会提出議案

- 発議第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

神河町告示第17号

第77回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月21日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成29年3月1日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

宮 永 肇

藤 原 資 広

藤 森 正 晴

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

廣 納 良 幸

安 部 重 助

○応招しなかった議員

な し

平成29年 第77回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成29年3月1日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成29年3月1日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 第4号議案 神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件
- 日程第5 第5号議案 神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件
- 日程第6 第6号議案 神河町商工業振興基本条例制定の件
- 日程第7 第7号議案 神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第8号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第9号議案 神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10号議案 神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第12号議案 神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第13号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第14号議案 神河町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第15号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第16号議案 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第17号議案 神河町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第18号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第19号議案 神崎郡介護認定審査会規約の一部変更の件
- 日程第18 第20号議案 神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第19 第21号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第20 第22号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 第23号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 第24号議案 平成28年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）

日程第23	第25号議案	平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24	第26号議案	平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第25	第27号議案	平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第26	第28号議案	平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第27	第29号議案	平成29年度神河町一般会計予算
	第30号議案	平成29年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
	第31号議案	平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
	第32号議案	平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
	第33号議案	平成29年度神河町介護保険事業特別会計予算
	第34号議案	平成29年度神河町土地開発事業特別会計予算
	第35号議案	平成29年度神河町訪問看護事業特別会計予算
	第36号議案	平成29年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
	第37号議案	平成29年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
	第38号議案	平成29年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
	第39号議案	平成29年度神河町水道事業会計予算
	第40号議案	平成29年度神河町下水道事業会計予算
	第41号議案	平成29年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第28	承認第1号	神河町下水道施設統廃合計画の策定の件
日程第29	承認第2号	公立神崎総合病院改革プランの策定の件

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸報告	
日程第4	第4号議案	神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件
日程第5	第5号議案	神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件
日程第6	第6号議案	神河町商工業振興基本条例制定の件
日程第7	第7号議案	神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
日程第8	第8号議案	神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第9	第9号議案	神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	第10号議案	神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

	第11号議案	神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第12号議案	神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件
日程第11	第13号議案	神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
日程第12	第14号議案	神河町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例制定の件
日程第13	第15号議案	神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第14	第16号議案	神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第15	第17号議案	神河町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定の件
日程第16	第18号議案	神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
日程第17	第19号議案	神崎郡介護認定審査会規約の一部変更の件
日程第18	第20号議案	神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約締結事項の変更の件
日程第19	第21号議案	平成28年度神河町一般会計補正予算（第7号）
日程第20	第22号議案	平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第21	第23号議案	平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第22	第24号議案	平成28年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
日程第23	第25号議案	平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24	第26号議案	平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第25	第27号議案	平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第26	第28号議案	平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第4号）

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 廣納良幸
6番 藤森正晴	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 坂田英之 …………… 係長 …………… 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	ひと・まち・みらい課長
副町長	細岡重義	藤原登志幸
教育長	澤田博行	建設課長 真弓俊英
町参事	野邊忠司	地籍課長 児島則行
町参事	谷口勝則	上下水道課長 中島康之
総務課長	日和哲朗	健康福祉課長 大中昌幸
総務課参事兼財政特命参事		会計管理者兼会計課長
	児島修二	山本哲也
情報センター所長	藤原秀洋	病院事務長 藤原秀明
税務課長	和田正治	病院総務課長兼施設課長
住民生活課長	吉岡嘉宏	藤原広行
住民生活課参事兼防災特命参事		教育課長 松田隆幸
	田中晋平	教育課参事兼地域交流センター所長
地域振興課長	石堂浩一	児島浩一
地域振興課参事兼観光振興特命参事		
	山下和久	

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

寒かった冬がようやく和らぎ、寒暖を繰り返しながらも春の訪れを感じるきょうこのごろであります。

本日ここに第77回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、御健勝にて全員の御参集を賜り開会できますことは、町政にとってまことに御同慶にたえません。

最近の国際情勢においては、韓国大統領の弾劾、アメリカ新大統領就任、北朝鮮ミサイル発射、また暗殺事件など、さまざまな出来事が国際社会の混乱を招いております。国内の政治においても、予算審議の中で多くの問題が発生し、予断を許さない状況と見受けられます。安全・安心な国づくりと生活の安定にはほど遠く感じると、国民の多くが思っておられるのではないのでしょうか。

さて、今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、町長からは条例制定並びに一部改正、規約の一部変更、工事請負契約締結事項の変更、平成28年度各会計補正予算並びに平成29年度各会計予算等計40件が予定されております。いずれも重要な案件であり、特に今定例会は新年度予算を審議する極めて大切な議会でもあります。

議員各位並びに執行部におかれましても、格別の御精励を賜りまして、慎重審議の上、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

議会の開会に当たりまして、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

立春を迎えてからは、三寒四温の中で日ごとに春の日差しを感じるきょうこのごろでございますが、まだまだ寒暖の差が大きく、しのぎにくい日が続いてはいますが、改めて議員の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。

ことしの冬は、昨年から一転、全国各地で積雪による被害が発生、1月には神河町では昭和38年の豪雪以来の大雪となり、家屋の屋根、雨どい、そして農業ハウスの被害が発生をいたしました。それ以降も断続的な積雪が続くという、非常に厳しい冬となったわけであります。兵庫県下におきましても、2月の但馬地方の大雪とあわせて多くの被害が発生もいたしました。

一方、今年12月オープンの峰山高原スキー場と、その前段として兵庫県の御支援により、昨年12月より2月28日の間で開催しておりました峰山高原ホテル・リラクシアでの神河が贈る極上の冬時間、そしてファミリースノーパークは、ことしは十分な積雪により連日家族連れ、若者、さらには外国人観光客でにぎわいを見せたところでございます。スノーパークにつきましては、高原の十分な積雪により引き続き運営をしております。神河町での最後の冬を峰山高原で楽しんでいただければというふうに思うわけであります。

また、先般、本年4月の日本遺産登録に向けて、養父市から姫路市までの3市3町主催で、「めざせ日本遺産！銀の馬車道 鉦石の道フォーラム」が朝来市生野町メインホールで開催をされ、当日は会場に入り切れないほど熱気にあふれたフォーラムとなりました。神河町では、2月21日、議会、そして区長会にも御案内をし、職員研修として兵庫県文化財課、村上参事をお迎えし、歴史文化を生かしたまちづくり講演会を開催してまいりました。引き続き兵庫県、関係市町、そして各種団体等と連携をしていながら、ことしこそとの思いで、日本遺産登録を目指して盛り上がりをつくっていきたいと考えております。

さて、本日は第77回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には繰り合わせての御出席を賜り、議会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

今定例会には、条例制定・改正15件、規約の変更1件、工事請負契約変更1件、平成28年度各会計の補正予算8件、平成29年度各会計予算13件及び承認2件の計40件を提出させていただきました。

とりわけ平成29年度の重点施策につきましては、地方創生、そして公立神崎総合病院の北館改築工事、そして峰山高原スキー場建設、光ケーブル化事業に加えて、引き続

き区要望事業の推進、これが重点施策でございます。

地域創生事業につきましては、アクションプログラムを推進し、交流から定住につながる仕組みや仕事づくりと情報発信を強力に進めてまいります。

病院北館改築事業につきましては、地域に即した特色ある地域医療を提供できる拠点として整備するものであり、本年度は解体工事及び1期工事に取りかかってまいります。地域になくってはならない病院として事業推進を図ってまいります。

スキー場建設事業につきましては、事業費増加に対応する財源として、国の第2次補正予算で採択されました地方創生拠点整備交付金を確保することができました。この交付金は、未来への投資につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、町の活性化など、地方創生の進化に寄与することを目的としたものであります。29年度の辺地対策事業の財源とあわせて、12月オープンに向けて全力で取り組んでまいります。

ケーブルテレビの光ケーブル化事業では、神崎エリアの伝送路を光ケーブルへ更新するとともに、必要な設備の更新を2年間かけて行ってまいります。

さて、このたび4月1日より過疎地自立促進特別措置法の指定を受ける方向となりました。これは、平成27年国勢調査に基づき、近年急速に過疎化が進んだ市町村も指定の対象に含まれるよう条件緩和したことによるものでございます。全国の1,718市町村のうち過疎地域指定を受けてるのは797市町村でありまして、このたび神河町を含む20市町村が追加されるというものでございます。

今後は、国の財政支援策の交付税算入70%の過疎債を有効に活用して、施設整備等ができるようになってまいります。その用途を十分に見きわめて、地方創生のスピード化を図ってまいりたいと考えております。

議員各位には、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前9時09分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第77回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

1番、藤原裕和議員、2番、藤原日順議員、以上2名を指名いたします。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について委員長から報告を受けます。

山下皓司議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（山下 皓司君） おはようございます。

議会運営委員会の山下でございます。それでは、今期定例会の議会運営についての報告をいたします。

去る2月24日、議会運営委員会を開催しまして、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程でございますが、本日から3月24日までの24日間と決しております。

町長から提案されます議案は、条例制定と一部改正15件、規約の一部改正1件、契約の変更1件、補正予算8件、平成29年度当初予算13件、計画・構想等の承認2件、合わせて40件が提出されます。

なお、追加提出議案として、15日に契約の変更1件、最終日に計画の承認1件が提出される予定となっております。また、議員発議第1号の提出も予定となっております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程のとおりでございます。

第1日目と第2日目は提案説明を受け、第3日目と第4日目に質疑を行い、第4号議案、第6号議案から第8号議案、第10号議案から第20号議案及び承認1号、承認2号は表決をいたします。

第5号議案、神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件、第9号議案、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第21号議案、平成28年度神河町一般会計補正予算（第7号）は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しております。

また、29号議案から第41号議案までの平成29年度各会計当初予算については、質疑の後に、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置しまして審査を付託することとしております。

第5日目の一般質問の前に、総務文教常任委員会に付託をしておりました第21号議案につきましては、審査報告の後に討論、採決を行います。あわせて第22号議案から第28号議案までの各特別会計、企業会計予算についても討論、採決を行うこととしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告の締め切りを3月3日の午前9時とし、本会議第5日目の15日と第6日目の16日に行うこととしております。

24日の最終日には、総務文教常任委員会と予算特別委員会に付託しています各議案について、審査報告の後に討論、採決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長をお願いしております。大きな変更がない限り、以上の日程を進めていただくこととなります。

なお、議案の審議に際しましては、質疑、討論ともに簡潔明瞭に行うことをお願いをしておきます。

議員各位には格段の御協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わりとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの24日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの24日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員長からお願いいたします。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） おはようございます。

総務文教常任委員長の宮永でございます。閉会中の調査をいたしまして、その内容をここで御報告をいたします。

まず、日時は平成29年2月の10日午前8時58分から午後6時24分まで、委員8名で委員会室で行いました。

調査事項については、閉会中の調査事項として各課に通告をした課題について報告を受けたので、各課ごとに報告をします。各課の報告資料はお手元に配付しているとおりでありますが、報告の内容について委員から発せられた質疑、意見、提言等と行政側からの応答で主なものを紹介いたします。報告資料の構成は3種類ございまして、1、事務事業進捗管理シート、2、課運営目標管理シート、3、重要事業目標管理シート等によるものであります。

所管各課の主な報告及び質疑応答について報告をします。多数の意見、報告等がござ

いますが、その中で抜粋をさせていただきましたので、御了承をお願いします。

まず、教育委員会・教育課から松田課長の報告がございました。本年の雪のことでございましたが、降雪対応で、警報の発令はありませんでしたが、教育課の判断で臨時休校とし、教育委員会へも直ちに報告し、公共交通機関により通学をしました。町費として14万円かかりましたという報告でございます。職員等により夜間に施設周辺の除雪をいたしましたということでございます。

また、長谷小学校は、PTAの協議では2年後の統合はしない、種々議論の過程を経た上で、現状では4年後以降に統合を考えるという結論に至っております。今後、地域との調整が必要ということでございますが、あくまでPTAでの協議の内容でございます。

また、越知谷小学校は、山村留学を含めた今後のあり方について、区長を通じて地域の意向を現在把握中でありますとの報告でございます。

それと、日本一の学校づくり、特色ある教育の一つとして、ウェブに強い子を育てるということでございまして、ソフトバンク社会貢献事業採択により、越知谷小学校に人造ロボット、通称ペッパーと言うそうでございますが、これを先行導入し、4月以降には町内全校に導入し、プログラミング教育を先駆的に取り組むことになりましたという報告がございました。

また、特色ある体験として、ことしオープンをするスキー場を活用し、全小学生に峰山でのスキー、雪遊び体験を計画しておりますということでございます。

また、寺前幼稚園の遊具計画について、姫路十字会から御寄贈を受け、当初予算を減額することになりましたという報告がございました。

それから、大山小学校の解体撤去については、活用計画のめどがついた段階で実施する考えであるということで、これで考え方の統一というのをしようというところでございます。

それから、現在隣接の市と町が連携して取り組み中の銀の馬車道を日本遺産への認定については、これについては先ほど町長からもお話がございましたけれども、4月20日ごろの発表になるそうであります。これによって観光客等の受け入れに向けた対応を進めていくという表明でございました。教育課として、いろいろ企画を練ってというふうなところだそうでございます。

それから、藤原副課長の報告がございました。文化財関係の補助金交付要綱についての話でございました。また、播州犬寺と言われる法楽寺さんの、これは県の文化財ということで指定をされておりますが、これの火災報知機の設置ということを平成29年度に予算化をしたいという考えでございます。詳しいことについてはいろいろございますが、資料のほうを御一覽いただきたいと思います。

それから、児島地域交流センター長の報告がございまして、短期の山村留学に町内参加者が増加をしておりますということでございまして、いろんな活動の成果ということ

が実を結んでくるようございまして、そういう報告をいただきました。

それと、質疑に入りまして、これについて、まず委員のほうから、町の取り組みであるシングルマザーの受け入れについて、成果が上がれば問題として終日保育が上がってくるというふうに考えているが、どうなるのかということでの質問でございました。これについて御答弁としては、子ども・子育て会議の中で検討をしておりますということで、幼稚園は1校1園の方針のもと、寺前エリアはすみ分けができておりますと。神崎エリアは幼保半々で推移をしております、預かり保育で対応をしている状況であるということでございます。また、保護者にとってよい保育・教育という確認はお互いにしております、また協議も重ねておりますということでもあります。

それから、核家族化、それから共働きが進む中で、終日保育ということはいかかなものかという話も出てまいりまして、町の施策としてセットとして時代の流れに沿った形で行うべきであるという意見がございました。

それと、終日保育で365日受け入れの体制が本当にいいのかというふうなことでございまして、これについては、いろんなところで、いろんな議論がされておまして、いろんな考え方になるわけでございますが、保護者の愛情、そういうところに子供の心との触れ合いの時間というふうなものが必要ではないかというのは、在来の保護者の方からも多数の意見が寄せられているところでございますが、教育課も神崎保育園も共通意識として持っておりますというふうなことでの報告でございました。

現在では、保護者の引き取りは6時、18時にしておるということございまして、これをさらに時間延長するのかどうかというのは、一概に言えないというところでございますので、これについても多数の意見が出たわけでございますが、様子を見ながら教育課のほうで取り計らっていくというふうなところになりそうでございます。

それと、情報センターからの報告でございまして、藤原所長より資料の説明を受けました。これについては、ケーブルテレビの公設民営のプロポーザルにより特定のメーカーを選定しましたとの報告を受けたわけでございます。しかし、選定に至った経緯と審議の過程についての説明が不十分であることから、この件に質疑が集中していきました。

それについては、日和総務課長から現状段階の説明ということで詳しいお話をお聞きしたわけでございますが、現状については、総務課長の手元でプロポーザル、それから基本的には業者の技術力というところではありますが、価格、そして今後の方向性というようなところも含めて、その提案内容、当日のプロポーザル、価格といったようなところで審査を進めておりますというところございまして、これを総務課長のところで各委員の考え方等についても確認をしていきながら、現在、合議中ということでありまして、結論に至っておりませんということで、これは2月10日現在の話でございますが、そういう状況でございました。でありますから、これについて委員からもいろいろと意見が出まして、業者選定の審査を終了した段階で、審議の過程と判断材料等を明らかにして、4月に臨時議会を開いてほしいというふうな要望も出ております。大体の質疑が

そういうところにおさまっております。

それと、総務課については、資料に詳しく出ておりますが、その説明についての質疑の紹介はちょっと時間等の都合等もありますので、ここでは割愛させていただきます。

それと、ひと・まち・みらい課についても、資料に非常に詳しく種々の内容が出されておりますけれども、質疑の中で、まだ未確定の段階とかいうふうなところで、目下進行中のところとか、予期せぬ事柄とかいうふうなことでの意見、内容報告等がございましたので、これについても説明については割愛させていただきたいと思っております。誤解のないように、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、会計管理者からの御報告がありましたので、ここで紹介しておきます。これまで現金の保管状況を中心としての説明でございましたが、一時借金、一時借用といひますか、町内3つの銀行で見積もりをお願いして、前回0.15%、今回は0.2%ということで資金の収支が非常に厳しい状況でありますということで、最小限の範囲で一時借用ということにしておるといふふうな報告でございます。

それと、収納代理金融機関としては大手都市銀行の中では三井住友の1行のみの指定であります。ふるさと納税の関係で、これは少し不便であるといふふうなところの意見が出てきましたので、これがふやせないものか今後検討していきたいといふふうなところを述べられております。

また、税務課について、和田税務課長からの報告がございまして、委員からの質問にも答えられて、収納率ということについて、前年度同時期との比較でマイナス0.5ポイント程度でありますとの報告がございまして、滞納者数については全体的に減少傾向にありますといふふうなところでございます。しかし、町税の条例の一部改正ということでございますけれども、消費税10%が31年10月まで延期ということになりましたので、そこいらあたりの内容については資料のほうで御確認をいただきたいと思っております。

それと、税務課長の見解としての御報告でございましたが、以前からではあります。特に中間層の税負担が非常に重いといふふうに感じておりますといふことでございまして、250万から300万円の方々のあたりの方々が国保税が最も負担になっているようでありますといふことで、新たな取り組みの必要性を感じておりますといふ報告でございまして、時折こういうお話を聞かせていただいて、我々、そういう意識といふものを高めて、それなりの活動といひますか、また協力といふふうなことも重ねてまいりたいと思ふ次第でございまして。

以上、簡単でございますが、要約しまして御報告ということにさせていただきます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員長からお願いいたします。

小林民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小林 和男君） 失礼いたします。民生福祉常任委員長の小林です。ただいまより委員会報告書をいたします。

去る2月8日、民生福祉常任委員会を開催し、平成28年度主要事業の執行状況について説明を受け、調査を行いました。報告内容については、全ての委員会資料が議員各位に配付されておりますので、詳細な報告は割愛させていただき、主な質疑の内容に絞り、御報告をさせていただきます。

まず、公立神崎総合病院事業については、12月末の執行状況ですが、外来患者数は前年度比0.7%増、入院患者数は前年度対比0.1%の増となっております。医業収益は20億88万3,175円で、前年度対比は19万5,079円の増益となっております。あわせて訪問看護事業、介護療育事業の執行状況について御報告を受けました。

次に、その他の報告として、(1)公立神崎総合病院事業の収支計画について、(2)医師の確保対策について、(3)公立神崎総合病院改革プラン策定について、(4)公立病院のネットワーク化に係る計画の取り組みについて、(5)人工透析患者の送迎事業について、以上が病院からの説明です。

次に、主な質疑応答の報告をします。質問1として、岩崎先生が退職されると、今後の産婦人科はどうなるのかという質問です。これに対する回答として、岩崎先生の婦人科の件ですが、29年度は勤めていただきますので、30年の4月から分娩のみできないということで、それまでの診察についてはお受けできるという状況です。例えば妊産婦健診とかはお受けできる状態です。分娩になりますと、マリア病院さん、あるいは遠方から嫁いでこられている方は里帰り出産ということがありますので、そこら辺のほうへ紹介ということもあろうかと思えます。基本的には分娩のみできないということで、婦人科の手術とかがもしありましたら、それも行うということです。勤務については、月曜日から金曜日までの平日、午前中の普通の診察は来ていただきます。手術とかがありましたら、午後も手術で勤務していただきます。婦人科については、今後調整させていただきたいと考えております。

次に、質問の2として、改革プランの中で、経営の効率化とあるが、具体的にどのようなことかという質問です。これに対する回答として、経営の効率化は推し進めていくが、サービスの低下をしないようにということで考えております。一つには、入院の単価のアップということで、施設基準がありまして、施設基準を取得することによって単価が上がります。診察群分類包括評価の係数が上がることによって単価が上がってくるというような、外来も同様のことで、単価を上げることによって経営の効率化を図っていく。また、支出の削減ということで、薬の共同購入ということを考えております。できるだけスケールメリットを生かして薬を安く買う、またほかの委託などにつきましても、効率よく委託を行っていく、安く委託するというところで経営の効率化を図っていきたいと考えております。

次に、質問の3として、改革プランにスピード重視が上がっているが、診察の待ち時間、そして会計の待ち時間と非常に時間がかかるが、何とかできないかという質問です。これに対する回答として、電子カルテにすることで診察以降については早くなると思

ます。ただ、診察以前については、予約制度をとっておりますので、1回目の初診の分は予約がなかなかとれませんけども、2回目以降は予約制度で、できるだけ予約されている時間に来ていただくということで待ち時間を短くというふうに考えております。実際、初診の方で短くするというのは物理的に難しいような状況ですが、改善に向けて進めていきます。

次に、質問の4として、神崎病院の訪問診療がどのような状況なのかという質問です。これに対する回答として、大阪医科大学から研修に来ていただくのに、プライマリーケア学会という学会がありまして、その承認を受けるのに訪問診療に行っていないといけないということなので、その関係もあり、訪問診療ということで、今のところ訪問クリニックの薄木先生と一緒に何回か中山先生に行っていたいておりますが、今後は1人で今のところ月1回、第4金曜日になろうかと思いますが、神崎訪問診療クリニックが行われているところですので、町内になるのか町外になるのはまだわかりませんが、月に1回行くという状況で調整をしているところです。

以上が病院関係の報告です。

次に、健康福祉課についての報告に入ります。1、課運営目標、2、重要事業目標、3、支庁舎窓口受け付けの状況について、4、事業執行状況について説明を受けております。全ての事業は順調に推移しております。

5、閉会中の継続調査についての報告として、地域包括ケアシステムの構築の推進状況についての報告を受けております。

次に、主な質疑応答の報告をします。質問の1として、介護保険の総合事業で通所サービス短期集中C事業委託の内容はどうかという質問です。これに対する回答として、この事業、名前を聞けば新しいように聞こえるが、今年度から実際神崎総合病院リハビリ室でじっくり貯筋教室を行っております。それがことし総合事業にのせ、短期集中6カ月間で行っていく予定です。中身については、現在やっているこつこつ貯筋教室の延長版ということです。それが今で言う要支援1・2の方で、筋力を増強しながら今の生活よりももっと楽に生活ができるんじゃないかという方を対象にした事業になります。

今現在、機能訓練といって足腰の筋力をしっかりつけることで、今の生活を不自由なく送ることができる可能性のある方が要支援の中には多くおられます。その方を対象にして、必要な方には送迎を入れて、神崎総合病院のケアステーションかんぎきの2階で今現在している場所も同じで行っていく予定です。そして、これが総合支援事業ですので、初めて介護保険を申請してこられた方で、いろんな聞き取りとか基本チェックリストがあるので、その項目にかけて、やはり運動から来る機能の低下があると認められた方に対して、この事業をお勧めする予定です。

次に、質問の2として、ミニデイのバスの利用範囲が拡大されるのかという質問です。これに対する回答として、課内会議を開き、29年度からミニデイで使うマイクロバス

については、隣接市町、神崎郡内、姫路市、宍粟市、朝来市、多可町、そこまで利用を
広げようということで、2月17日のミニデイボランティアグループの会議があります
ので、そこでお話しします。ただ、安全管理上、健康福祉課の職員が添乗するという条
件で許可を出すということで考えております。

次に、質問の3として、ケーブルテレビ電話廃止に伴い、通信手段がなくなる家庭へ
の対応はという質問です。これに対する回答として、関係各課一同で協議をしておりま
す。NTTの電話もない、携帯電話もない、そんな家がどのくらいあるのかということ
を民生委員さんを通じて調べた結果、生活保護世帯が2世帯と、その他の世帯2世帯で、
合計4世帯です。ことしの予算の中では、老人生活用具給付等事業という事業で、1台
NTTに福祉電話として固定電話の見積もり2万4,000円で設置できるよう予算化し
ております。もちろん通話料は個人持ちになります。

次に、質問の4として、高齢者の死亡率が高い肺炎に対するワクチン接種の補助はど
うなのかという質問です。これに対する回答として、肺炎球菌ワクチンのことですが、
節目健診で65歳、70歳、75歳、80と100歳以上までありまして、それぞれ個
別には通知をしております。

ちなみに、平成27年度については861名の対象者のうち333名、率にして38.
7%、節目健診ですが、本来であれば8,364円要するものが個人負担が2,500円で
受けられるということになっていて、町の負担は5,864円になります。それと、その
節目健診以外の方については広報等でお知らせをしております、本人負担は4,000
円を負担していただいて、残りは町が負担するということになります。平成27年度に
ついては、12名の方が任意接種を受けておられます。

以上が健康福祉課関係の報告です。

次に、住民生活課についてでございます。閉会中の継続調査申出書の案件として、(1)
広域行政（ごみ処理、し尿処理）の今後について。

1)中播衛生の分担金（均等割）の問題について。10月11日、正副管理者会議の協
議結果。①事務局費分担金の均等割部分については、平成30年度算定から1市3町で
均等割（各市町1対1）とするとした均等割協議会の協議結果を尊重する。②各市町の
所管の委員会で報告し、議会の理解を求める。③平成29年度6月定例会において規約
改正議案を提出する準備を進める。

2)中播北部行政事務組合負担金、ごみ処理計画について。12月7日に投入量割の算
定方法について、事務組合、神河町、市川町の三者で協議。持ち込みごみを投入量に含
めるか含めないかは、含めるで合意。その理由として、①近隣のくれさか、西播磨、北
播磨処理場では持ち込みごみを算定に入れている。②手数料を一般100キロまで50
0円、事業ごみ1,250円を徴収しているが、その手数料で処理費をペイしているわけ
ではない。27年度投入実績をもとに、持ち込みごみを投入量割に含めて換算すると、
神河町48.5%、市川町51.5%である。

3) 福崎町の次期ごみ処理計画委員会への参画について。平成28年12月6日付で次期ごみ処理計画委員会へ参画依頼があった。候補地選定に福崎町も数カ所出していたことと、コンサルの委託料負担も了承された。以上の説明を受けております。

次に、主な質疑応答の報告をします。質問の1として、新野住宅の住民の方から、公園が欲しいという要望が出ていたのではないかという質問です。これに対する回答として、新野駅前団地の横に野村区が所有されている遊園地があります。そこを野村区として、新野駅前団地の住民の方々のことも考えた場合、その遊び場を区として充実させたい。地元の子供とも一緒にという、そういう場所を充実させたいということで、地域振興課所管の遊具等補助要綱があり、それに基づいて遊具を設置していく予定になっております。

次に、12月6日付で福崎町から次期ごみ処理計画委員会への参画依頼があったことについて、各委員からそれぞれ質問や意見が出され、十分に検討した結果、当委員会として、福崎町の次期ごみ処理計画委員会への参画を承認することに決定しました。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員長、お願いします。

藤原裕和産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） おはようございます。

1番、藤原です。それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る2月6日に3月定例議会を前にしての常任委員会を開催をいたしました。

まず、建設課の関係についてであります。1月の14日、15日、16日、この3日間で連続しての大雪となりました。その町道等の除雪の対応について、各それぞれ委員より多くの質疑がありました。

ここ最近、経験したことのないほどの積雪とはいえ、多くの住民の方々に十分な除雪ができず、御不便をおかけしました。また、大変な御迷惑もおかけした結果となりました。建設課での除雪に関する一応の決まりもございますが、町内の4つの谷のルート、4方向に向けて町の除雪車を使い、業者委託がそれぞれなされております。しかし、今回のような豪雪では、通常の町の除雪対策では十分に機能ができなかった。数日たってからの多くの土木業者、土建業者さんの皆様方の重機による応援・協力体制をいただきながら対応に追われたと報告を受けました。

このことで副町長よりは、建設課については建設業協会に早く協力をお願いするなど、それぞれ協力に向けた協議をし、マニュアル化をしていくという答弁をなされております。それから、総務課長よりは、それぞれが危機意識をしっかりと持ち、できる準備が行えるよう対応したいとの発言もありました。また、建設課長からは、今後はなるべく早目の対応で気をつけていきたいとのことであります。

次に、上下水道化の関係で、今回多くの資料の説明を受けております。上水道事業経営戦略と下水道事業経営戦略については、平成38年度までの10年間のこの見通しや

経営の基本方針、収支計画等についてであります。

水道、下水道とも、将来人口の減少に伴い、水需要が下落し、収益の増加が見込めない中、老朽化した施設の更新など事業を進めなければならず、統廃合など一層の経営の効率化を図るとされております。また、神河町下水道事業におけます統廃合の検討資料として、それぞれの統合計画の処理場への流量検討結果も示されました。今現在の流量や下水管の大きさ、流速など全部考慮した計画となっていて、安全率や余裕率も入っているとのことであります。

委員より、大山処理区におけます統廃合計画で、平成37年度での処理場の流入率が98.2%となり、残り1.8%しか余力のない状態で大丈夫かとの質疑がございました。上下水道課長からは、実際にはもっと安全に統廃合後でも8割ぐらいの数値に持っていきたい。不明水や雨水などの対処をし、安全を見きわめながら進めたいと答えられております。

その他質疑がありまして、長寿命化、統廃合の平準化についてと料金改定などの質疑も出たところであります。

次に、地籍課の関係では、越知地区の山林調査で越知ヶ峰林道付近の観測が予定よりおくれ、全体の15%が残っており、この積雪がある中、くいを探索しながらの観測測量をしているとの報告も受けております。

委員より、地籍課の目標管理で、住民の方から信頼される職場づくりに取り組まれているということに大変関心が示されました。地籍課長からは、これからも同様の取り組みをして、事業におくれのないよう、また正確な処理ができるよう頑張ると答えられております。

次に、地域振興課地域振興係の関係では、企業誘致事業については粟賀町地内で商業施設（ドラッグストア）の立地が決定がなされ、現在工事中とのことであります。

その他として、クリーニング工場誘致についても協議中とのことで、委員会からは、整地、造成等の町としての受け入れ体制の検討は今後すべきではないかというような意見も委員会でも出されたところであります。

次に、中村の旧役場跡の地域優良賃貸住宅中村団地8戸について工事も完了いたし、きょう現在では入居も開始されているとのことであります。昨年の12戸と合わせての合計20戸の若者向けの中村団地が完成をしたこととなりました。

それから、若者世帯住宅支援事業の補助金交付要綱と若者世帯住宅リフォーム支援事業の補助金交付要綱のそれぞれの補助金に、新築の場合、町内製材所から木材の使用量10立方メートル以上の場合40万円の上乗せ、リフォームの場合、5立方メートル以上で20万円の上乗せの改定と、また完了報告を補助金の申請を行った年度で、特にやむを得ない事情があり年度を超えた場合について、2分の1の額に改定をしたいとの説明も受けております。

この木材調達については、当然町内産材を基本としながらも、兵庫県産材までと少し

枠を広げて供給できるように進めたいと答弁をされております。これらの内容については、役場の政策調整会議の中で決定されたもので、その効果が期待をされるところであります。

その他として、神河町分譲地購入者報奨金交付要綱では、しんこうタウン第3期分譲地で20万円とクラインガルテン・カクレ畑分譲地で10万円の報奨金が示されております。

次に、商工観光係では、今回特に報告すべきことはございませんが、各観光施設の入り込み者の状況としては、昨年12月末現在で対前年度比7.4%減とのことであります。

次に、農林業係について、道の駅「銀の馬車道・神河」整備事業では、国土交通省の道の駅認定に向け、2月ごろまで延期して申請書や改修計画の実施設計の業務中であるとのことであります。

委員より、ことしの11月のオープンに向けての体制づくりなどについての質疑がありまして、地域振興課長からは、大黒茶屋、アンテナショップと前の広場などは町のほうで整備をいたし、その北側、前に建ちますトイレ棟、休憩施設の建物は兵庫県のほうでやっていただくということでありまして、県のほうは直接管理ができないので、町との委託契約になるとのことです。

また、地域振興課の副課長、担当のほうからは、道の駅運営協議会というものをこの4月に立ち上げて、そこに地元の協力というものでお願いをしたり、株式会社神崎フードにお世話になりたいという思いもありまして、今後検討しますとの発言を受けております。

以上で産業建設常任委員会、簡単な報告となりました。以上です。

○議長（安部 重助君） 次に、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長、お願いいたします。

藤森公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長。

○公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長（藤森 正晴君） 6番、藤森です。公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の報告をいたします。

委員会は、去る2月14日に行いました。調査につきましては、北館改築に係る経過報告、そして次に、中館3階中病棟の改修計画について、耐震診断について調査を行いました。

主な報告をいたします。北館改築については、前回の報告より大きな変化はありません。また、栗賀町区長、近隣宅に北館改築について基本設計の説明内容を行い、理解を求めていることとございます。

次に、中館3階中病棟の改修についてであります。現在、南館3階にある地域包括ケア病棟を北館改築に伴い、中館3階中病棟に移転する計画であります。現在、地域包括ケア病棟の入院患者さんは6割が整形疾患患者で、3割が内科疾患患者であり、特に内科患者は介護度の高い方が多く、高齢化に伴って認知症や、せん妄を起こす患者も多く、

さらにリハビリや退院準備期であるため、自分での排せつや入浴などの日常生活の自立に向けての介助や指導を行う病棟として、入院患者環境の充実は重要である。そのため、地域包括ケア病棟の個室の確保、さらに急性期病棟から移られてこられる患者さんがその目的に合った療養環境で満足していただける環境づくりが病院として重要であり、今回、北館改築にあわせて改修するものであります。

その改修計画についてであります。東側においてデイルーム、洗髪室、トイレの全面改修、そしてユニットバスをサイズアップするとともに、スロープを設置し、段差をなくします。西側においては、現在のICUを1床室と相談室にし、各所にトイレの新設をし、現在2床室の壁を取り、4床室にするものであります。

その概算費用については、建築費は2,500万円で、現在予定している総額工事費の中で改修する計画であります。

次に、これについての主な質疑であります。中館3階中病棟改修の各室のトイレは、どういう状況になるのかということであります。これについては、トイレについては、共同で使うものと各病室の中での使用となります。

次に、仮設は、どこに建てるのかという質問であります。現在の北側駐車場を考えている。また、現場事務所等の設置も必要となってくると思います。そうなれば、ケアステーションの駐車場を利用することになると考えておりますということであります。

次に、職員や現場作業員の駐車場はどうするのかの質問に対し、旧栗賀小学校の跡地を予定してるということであります。

次に、狭いところでの改修工事になるが、騒音等安全面の配慮は十分できるのかという質問であります。これについて、患者様など地域住民の方々に非常に迷惑をかけると思うが、業者とも十分協議をし、誠意を持ってやっていただくように事前に周知していきたいとのことあります。

次に、北側に訪問看護等の事務所があるが、出入りは安全なのかという質問がありました。これについて、ケアステーションかんざき、訪問看護ステーションの事務所があります。また、ケアステーションについては、毎日多くの子供や親御様が来られ、現在の出入り口は閉鎖となりますので、町道から直接入る仮設の入り口を予定しているとのことあります。これについて、安全面ではバリケードやガードマン等の配置をし、職員にも常に気をつけ、来られる方の対応をしていただくようお願いをするということあります。

この工事の今後の予定でございますが、4月早々に入札の準備などを行い、6月の中ごろに入札し、業者決定をして工事を進めていくということあります。

次に、耐震診断の結果であります。北館改修に伴う国庫交付金事業であり、調査の結果、耐震性能を示す指標のI s値が0.60未満であれば機能維持ができないということあります。

それでは、結果を報告します。北館の中央部、東側部、西側部の表面のひび割れや漏

水跡などの劣化を目視し、コンクリート圧縮強度、中性化、深さの測定を行いました。その結果、全ての棟においてI s値0.6未満であり、地震の振動や衝撃に対し、倒壊し、また崩壊する危険がある建物であると診断されました。この結果をもって県に報告し、耐震交付金約5,700万円の対象となることの確認をいたしましたとの報告を受けております。

以上で北館改築における委員会の報告といたします。

○議長（安部 重助君） 次に、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員長、お願いします。

三谷峰山高原スキー場整備事業調査特別委員長。

○峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会委員長（三谷 克巳君） 峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会委員長の三谷でございます。それでは、閉会中におけますスキー場特別委員会の調査活動内容について報告をいたします。

委員会を12月20日と2月14日に開催をしております。12月の委員会は、工事の変更内容を中心に調査を行っております。

まず、調整池設置工事ですが、29年度施行予定分を前倒して1月に入札執行をする予定でしたが、辺地対策債の2次配分で約4,000万円減ったため、財源の確保ができなかったため、当初計画どおり29年度に発注するとのことですが、リフトなどの設備設置工事で行いますところの人工降雪機用のポンプ設置工事と、それからリフトの基礎工事に支障を来さないように、29年度施行分の中の導流管渠工事と洪水ばけ工事は28年度に施行し、28年度施行予定であった導流水路工事を29年度で施行するという工事の施行年度の振りかえを行います。

次に、設備設置工事におきましては、B・Cコースでも人工降雪機ができるよう、Aコースのみの対応の送水ポンプをB・Cコースにも対応できるものに変更したいとのことです。この件につきましては、発注時期なり外国製ということに関しての多くの質疑がなされました。

人工降雪機用送水ポンプはイタリア製で受注生産となるため、12月中に発注をしなければ29年12月のオープンに間に合わない。また、配管もイタリア製で、材料は鋳鉄鋼製でコーティング仕様なので、さびにくい。ジョイント部分はカップリングジョイントなので、漏水が少ない。また、この人工降雪機用送水ポンプは日本でも製作できますが、需要が少ないため値段が高くなるとのことでした。

また、B・Cコースにも対応できる送水ポンプと給電設備に変更することにより、工事費が約910万円増額することになります。

次に、このポンプでの降雪シミュレーションでは、気温がマイナス3度のときに1日に8時間稼働させますと、Aコースは8日間、B・Cコースは、それぞれ6日間で滑走可能となり、この内容で人工降雪機を稼働させても水量不足にはならないとのことでございます。

次に、2月14日の調査では、事業の進捗状況、それから伐採木の処理方法、それから地方創生拠点整備交付金事業の採択状況、それからスキー場の名称決定を中心に行っております。

最初に、工事の進捗状況と伐採木の処理方法ですが、調整池設置工事の1月末現在の進捗率は35%となっております。調整池の堤体に用いる土は、試験の結果グラウンド山側の粘土質の土が利用できますので、当初予定の難透水性土を購入する必要がなくなったため、工事費が減ります。

また一方、工事がスムーズに施工できるようにということで、導流水路工事と導流管渠工事、洪水ばけ工事の実施年度を入れかえるため増額になります。これらの結果、約240万円の減額となりますので、変更後の工事費は4,159万9,440円となります。また、1月の豪雪により、3月末ごろまでには土工事が実施できないので、工期を3月31日から7月30日まで延長して、繰越明許の処理を行うとのことをございます。

次に、造成工事の1月末の進捗率は30%となっております。伐採面積が現場での詳細調査により、当初設計数量の8万8,700平方メートルから7万9,283平方メートルに減りました。現在、伐採が終了している面積は3万8,000平方メートルで、伐採木は仮置き場なり、ゲレンデ内に集積をしているとのことをございます。これらの伐採木は、最終的には雑木、杉、ヒノキを合わせますと813.5トンになる見込みでございます。

これらの処分については、当初は伐採木を必要とする住民の方に持って帰ってもらう予定がありましたが、機械で処理をするため傷ついて、シイタケの原木には利用できなく、また仮置き場から搬出するにも非常に危険な状態なので、最も安価な処分方法を再度検討した結果、高朝田地内にあります森林組合の小径木加工場に仮置きし、住民の方に持って帰ってもらうこととしました。仮置きする期間は1カ月程度で、その時期はチラシ等で周知していくとのことをございます。

そして、残った伐採木はチップ材として処分したいとのことで、この経費として約175万円を要しますが、委員会としては了承をしたところをございます。このほか、造成工事では盛り土が1万立方メートルふえたことや伐採木仮置き場の進入路の安定処理工事などにより、工事費が約760万円の増額となるので、変更後の工事費は6,302万9,880円となります。

また、調整池の敷地内で処分し切れなかった残土は、コース幅員の狭い第2リフト乗り場の付近に盛り土をして、約30平方メートルに広げます。この工期についても、同じように1月の豪雪により除根ができないこと、また保安林解除の許可が4月中旬になる見込みなので、3月31日から8月31日までに延長し、同じく繰越明許の処理を行います。

次に、リフト、それから人工降雪機、照明、電気設備整備工事の1月末現在の全体での進捗率は12%となっております。第2ペアリフト、B・Cコースのリフトでござ

いますが、の新設に伴い、近畿運輸局に許可申請書を提出しており、許可がおり次第リフトの製作に着手するとのことをごさいます。

人工降雪機の進捗率は23%で、11月の試運転に向けて工程管理を行うとのことをごさいます。1次側の電気工事及びナイター照明については、詳細設計中とのことをごさいます。この工事においても、第2リフト、また人工降雪機、照明の製作に期間を要するので、工期を3月31日から11月30日までに延長し、繰越明許の処理を行うとのことをごさいます。

次に、県道からホテルまでの4キロ間の町道においては、部分的に側道の立木の伐採をしましたが、その効果は非常に大きいもので、雪の解ける度合い全然違い、また視界が開けて運転がしやすいとのことをごさいます。引き続いて伐採をしていく予定であるとのことをごさいます。

また、スキー場への送迎バスの利用者の駐車場については、候補地をいろいろ検討する中で、寺前駅周辺になれば、鍛冶地内の採石置き場跡地で検討しているとのこと、委員会では、寺前駅周辺の活性化に結びつける取り組みの要望なり意見が多く出ました。

次に、地方創生拠点整備交付金事業の採択状況ですが、センターハウスの建設費の財源となります地方創生拠点整備交付金事業を年末に申請しておりましたが、2月3日に連絡が入り、1億5,051万5,000円の交付が受けられるとのことをごさいます。この交付金事業は、事業費の2分の1の交付金を受けられて、残りの2分の1は一般補助施設整備事業債、通称補正予算債と言っていますが、これは借りることができます。この一般補助施設整備事業債は、借入金の50%が交付税算入されます。

この結果、スキー場全体の事業費は約10億7,000万円ぐらいになりますが、そのうち一般財源は、償還金利子も含めまして2億3,372万円余りになります。

また、この地方創生拠点整備交付金のソフト事業として、スキー場PR活動事業2,900万円に対しても2分の1の1,450万円の交付金を受けられるとのこと、残り1,450万円は指定管理者が負担するとのことをごさいます。

次に、スキー場の名称ですが、経営戦略的な観点から、冬場のスキー場だけのイメージだけでなく、爽やかなオールシーズンの高原リゾートを定着させるため、峰山高原リゾートに決定したとのことをごさいます。

これらの説明を受ける中で、質疑応答は多く出ました。その内容につきましては、お手元に配付しております開催結果報告に添付しております別紙のとおりでございしますので、後ほど御一読ください。

以上で特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（安部 重助君） それでは、ここで私のほうから、12月定例……（「委員長報告の補足をお願いしてもよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）ちょっとこれは、今のところはこれ報告だけで、後ほどまた聞きます。

それでは、ここで私のほうから、12月定例会以降、閉会中の重立った事項について

報告いたします。

12月22日、県道加美・宍粟線改良促進議会連絡協議会要望会が龍野土木事業所宍粟事業所と姫路土木事業所で開催され、藤原裕和産業建設常任委員長ほか委員、廣納副議長と私が出席しました。春名・上野両県会議員にも御臨席いただき、県による積極的な事業推進を要望しました。

12月26日、平成28年度浄化槽トップセミナー・イン兵庫が神戸で開催され、小林民生福祉常任委員長、松山副委員長と私が出席し、生活排水処理の現状や経済比較、今後の方向性について講演を受けております。

1月8日、神河町成人式が開催され、私が出席しております。神河中学校の1期生148名が成人を迎え、128名が出席し、社会人としての自覚を新たにされました。議会を代表して、神河町のあすを担う新成人の門出を祝い、励ましました。

同じく8日に、姫路市消防出初め式が挙行され、小林民生福祉常任委員長に出席していただいております。

1月11日、神河町商工会主催の新年交歓会が開催され、私と各議員が出席しております。

1月19日から20日、市町村議会議員特別セミナーが滋賀県で開催され、小寺議員に出席していただいております。

1月21日、郡民主化推進連絡協議会主催の人権啓発映画会が市川町ひまわりホールで開催され、私が出席しております。

1月23日、県町議会議長会主催の議会広報研究会が神戸で開催され、藤原資広広報公聴特別委員長ほか、委員と私が出席しております。

1月25日、中播北部行政事務組合議会議員協議会が開催され、小林民生福祉常任委員長、廣納副議長と私が出席しております。

2月3日、公立神崎総合病院運営委員会が開催され、小林民生福祉常任委員長と私が出席しております。

2月5日、「めざせ日本遺産！銀の馬車道 鉾石の道フォーラム」が生野マインホールで開催され、私と各議員が出席しております。

2月11日、神河町人権啓発講演会が開催され、私と各議員が出席しております。介護アドバイザーの小山久子さんから「介護のあり方」についての講演をお聞きし、研修を深めました。

2月13日、中播農業共済事務組合議会定例会第1日目が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。平成29年度農業共済事業会計予算等について提案説明を受けました。

同じく13日に、中播衛生施設事務組合議会定例会第1日目が開催され、小林民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件については、平成28年度事務組合一般会計補正予算を可決し、平成29年度事務組合一般会計予算について提案説明を受け

ました。

同じく13日に、町消防審議会が開催され、小林民生福祉常任委員長と私が出席しております。

2月15日、播磨広域連携協議会、西播磨市町長会主催の講演会が姫路で開催され、私と各議員が出席しております。「地方財政の課題と展望」と題して、総務省大臣官房審議官、池田憲治氏から講演を受けております。

2月16日、兵庫県市町村職員退職手当組合議会が県民会館で開催され、私が出席しております。

2月17日、県町監査委員協議会定期総会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員と藤原日順監査委員が出席されております。

2月20日、県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しております。平成28年度一般会計補正予算、平成29年度事業計画及び一般会計予算について審議し、可決しております。引き続き、県町議会議長会評議員会議が開催され、平成28年度補正予算、平成29年度事業計画及び予算について審議し、承認しております。

2月21日、職員研修の一環として歴史文化を生かしたまちづくり講演会が開催され、私と各議員が出席しております。

2月23日、全議員研修として朝来バイオマス発電所と隣接する燃料チップ供給センターを視察し、兵庫モデルと呼ばれる木質バイオマス発電事業の取り組み状況について、それぞれの所長から説明を受けました。

同じく23日に、町国民健康保険運営協議会が開催され、小林民生福祉常任委員長に出席していただいております。

2月24日、町第2期健康増進・食育計画策定委員会が開催され、松山民生福祉常任副委員長に出席していただいております。

同じく24日に、保健対策推進協議会が開催され、小林民生福祉常任委員長に出席していただいております。

同じく24日に、公立神崎総合病院院内研究発表会が開催され、私と各議員が出席しております。

2月28日、兵庫県立神崎高等学校の第40回卒業証書授与式が開催され、廣納副議長に出席していただいております。

同じく28日に、兵庫県立生野高等学校の第69回卒業証書授与式が開催され、私が出席しております。

同じく28日に、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、小林民生福祉常任委員長、廣納副議長と私が出席しております。付議事件については、平成28年度事業組一般会計補正予算を可決し、平成29年度事務組一般会計予算について提案説明を受けました。

なお、各事務組合議会の議案等につきましては、議員控室において閲覧できるようにしておりますので、ごらんください。

なお、会議規則第129条に規定する議員の派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣をしておりますので、御了承願います。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、1月の16日に第49号を発行し、1月25日に各区長様に配布しております。

以上で、閉会中の重立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

午前10時33分休憩

午前10時50分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

次の日程に入ります前に、先ほどの総務文教常任委員長並びにスキー場調査特別委員長のほうから訂正の申し入れがありましたので、ここで発言を許可いたします。

まず、総務文教常任委員長からお願いいたします。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 総務文教常任委員長の宮永でございます。

先ほど委員長報告の中で報告いたしましたことで、誤解があるといけませんので、ここで発言をさせていただいて、調整をさせていただきたいというふうをお願いをした次第でございますので、情報センターの所管の光ケーブル事業ということで、補足ということでちょっとしゃべらせていただきます。

これは前もってお断りはしたと覚えておるんですが、2月10日現在の調査時点での話でございましたので、その時点にさかのぼっての報告ということをいたしましたので、ちょっと誤解が生じるかもしれませんので、その点を一部言葉を修正させていただこうということでございます。ですから、2月10日の調査時点では、プロポーザル審査の選考について合議中ということでありましたんですが、その審査手続が終了しまして、候補者の選考が終了した旨、これは去る2月21日の議員全員協議会で報告を一応受けております。

なお、今後の手続としましては、今定例会において平成29年度の予算が成立をして、契約案件として行政のほうから出されてきまして、4月に臨時議会が招集されて、その審議を改めて行うということになりますので、一応補足説明ということでさせていただきますので、もし誤解があるようであれば修正していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 次に、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員長、三谷委員長、お願いします。

○峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会委員長（三谷 克巳君） それでは、委員長、

三谷でございます。それでは、先ほど委員長報告した中で、2点ほど訂正をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、12月20日の調査の中で報告しました内容でございます。このB・Cコースに対応できる送水ポンプと給電設備に変更することにより、約910万円の増額となりますというように報告をしましたが、正確に言いますと、約918万円の増額となりますので、この点の訂正をお願いしたいと思います。

もう一点は、2月14日の報告の中で、造成工事の中での調整池の敷地内で処分し切れなかった残土は、コース幅員の狭い第2リフト付近の盛り土をして、幅員を約30メートルに広げるわけなんです。これを30平方メートルというように報告したようでありますので、単位の訂正をお願いしたいと思います。以上2点でございます。

○議長（安部 重助君） それでは、これより議案の審議に入ります。

日程第4 第4号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第4号議案、神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第4号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件でございます。

制定の理由は、町の機関等における申請、届け出、その他の手続等に関し、今後、子育てワンストップサービス、その他マイナンバーカードを利用した電子申請サービスなど、申請、届け出のオンライン化がますます進むと予想されることから、本町におきましても、住民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するため、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法により申請、届け出を行うことができるよう、共通事項を定める必要があることから制定するものです。

以上が提案理由及び内容でございます。

詳細につきましては総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第4号議案の詳細について御説明を申し上げます。

本議案は、町長の提案理由にもありましてとおり、町の機関等における申請、届け出、その他の手続に関し、今後、電子申請サービス等申請、届け出のオンライン化がますます

す進むと予測されることから、本町におきましても、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法により申請、届け出を行うことができるよう、共通事項を定めようとするものであります。

行政手続のオンライン化とは、現在、書面によって行われております申請、届け出等の手続を電子申請・届け出システムにより、インターネットを使って申請をパソコンまたはスマートフォン上で実現するものでございます。電子申請・届け出システムを利用すれば、申請者は自宅や職場から手続を行うことができ、これまでのように役場の窓口に出向くことがなくなるようになります。

今後、子育てワンストップサービスの導入やマイナンバーカードを利用した各種申請、届け出等の手続において、この電子申請、届け出が導入されることが予定されておりますが、住民の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的として、神河町においても行政手続オンライン化の実現に向けて条例の制定を行うものであります。

それでは、条例の各項目について御説明を申し上げます。

まず第1条、目的でございます。町の機関に係る行政手続をオンライン等により行えるようにするための共通する事項を定めるものでございまして、この制定目的は、住民の利便性の向上を図ることと行政運営の簡素化及び効率化に資することであることを規定したものでございます。

次に、第2条、定義でございます。本条例で用いる用語を定義した規定で、その詳細が第1号から第10号まで記載されております。条例の対象としますのは、条例及び規則でありまして、告示や要綱、要領は含まれておりません。

続きまして、第3条、2ページでございますが、電子情報化処理システムによる申請でございますが、オンライン化を可能とした規定でありまして、第1項では、書面によることに加え、オンライン化により行うことを可能とするための特例規定を定めております。第2項につきましては、書面等によるみなしを規定してございます。第3項につきましては、申請等の到達時期を規定してございます。第4項は、署名等を規定してございます。

続きまして、第4条でございます。電子情報処理組織による処分通知等でございますが、先ほどの第3条で御説明しましたが、申請のオンライン化と同時に処分通知等のオンライン化の規定でございまして、第3条の申請対象となる申請に対しまして、オンライン等による許可証等の交付を行う旨を定めております。

続きまして、第5条、電磁的記録による縦覧等でございますが、書面等の縦覧等の電子化可能を定めたものでございまして、町の機関が条例等上、書面等により行うこととしている縦覧あるいは閲覧について規則で定めることにより、コンピューター等を利用して作成した電磁的記録による記録ができる旨を定めたものでございます。

続いて、第6条、電磁的記録による作成等でございますが、条例及び規則上、本来は

書面を作成、保存することとするものについて、コンピューター等の利用による当該書面に係る電子的記録の作成、保存をもってかえることができることを規定したものでございます。

第7条、手続等に係る情報システムの整備等でございますが、手続等のオンライン化の推進を図るために、情報システムの整備、その他必要な措置を講じることについての町の努力義務について規定したものでございます。

続きまして、第8条、手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する条例の公表でございますが、公表規定に基づきまして住民等に公表することにより、手続等の情報通信技術の利用、いわゆるオンライン化に関し、どの手続がいつからオンライン化されるかといった情報を明らかにすることとしたものでございます。

続きまして、第9条、委任でございますが、条例の施行に関する規則への委任を定めております。

最後に、附則で、行政手続条例の一部改正でございます。本議案の制定に伴い、行政手続条例の一部につきましても、所要の改正手続を行っております。

なお、来年度においてオンライン化を検討、実施していくものとして、住民票、除票の写し、所得証明書等のコンビニ交付を想定した電子申請または届け出、また子育てワンストップサービスに係る電子申請、届け出等を予定いたしております。

以上が詳細説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第5 第5号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第5号議案、神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第5号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件でございます。

制定の理由は、空き家の問題は全国的な課題であり、本町においても、昨年からは老朽空き家対策を町に求める声が複数あり、町議会でも取り上げられたところです。国においても、空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されていることを踏まえ、空き家等の適切な管理に関し、所有者及び町等の責務、その他必要な事項を定める必要があることから、制定するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願い

いたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） それでは、説明をさせていただきます。

まず、町長が申しあげました空家等対策の推進に関する特別措置法でございますが、平成26年11月に公布されております。背景としましては、適正な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、法律により対策を行う必要が生じたわけでございます。

この法律で何が変わるかと申しますと、大きく3点ございます。1点目は、空き家の持ち主の責任が重くなります。適切な管理をする責務が法に明記されたこととなります。

2つ目は、空き家対策に行政も関与できることになったこと。つまり著しく保安、衛生、景観、その他周辺的生活環境に対し、放置することが不適切な特定空き家の持ち主に対し、行政が修繕、撤去の指導、勧告、命令ができ、これに従わず放置した場合、行政が強制的に撤去し、費用を持ち主に請求することができるようになりました。

3点目は、持ち主にとって空き家にしておくことのデメリットが明確になったことでございます。これまでは、どんなぼろぼろの空き家でも住宅が建っていることで固定資産税の軽減の措置、6分の1軽減措置でございますが、これが特定空き家の場合は、場合によっては軽減措置の対象外となります。

我が町でも、区長様からの要望として、これまで3件の空き家対策要望があり、町議会報告会でも意見が出され、町議会の一般質問でも町の取り組み姿勢を問われたところでございます。現在、区長要望としては3件でございますが、今後ふえていくというふうに思われます。

今回、空家等対策の推進に関する特別措置法をベースとする町の条例を制定し、神河町における空き家対策に取り組んでいくこととします。

条例の概要は、町の責務を第3条に、所有者等の義務を第4条に記載し、空き家等になることが確実になったときは、自治会への連絡に努めるとしております。

自治会及び住民等の役割を第5条に記載し、空き家所有者等との連絡調整や情報提供に努めていただくこととしております。

実態調査と立入調査等を第7、8条に記載、第9条では、固定資産税情報を空き家対策の目的のために内部利用可能とし、助言、指導、勧告、命令及び公表、代執行、応急措置を第10条から第14条に記載しています。

第15条には、協議会の設置について記載しております。この協議会設置の目的は、町長が諮問する対空き家の総合的な施策の審議、特定空き家等に該当するか否かの客観的判断、措置命令、代執行の審査等でございます。

第16条から第18条で協議会に関連する事項を記載しております。

第19条では、関係機関への協力要請とし、必要に応じ、警察、その他関係機関と連

携・協力要請を記載しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第6 第6号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第6号議案、神河町商工業振興基本条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第6号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町商工業振興基本条例制定の件でございます。

制定の理由は、地域社会の発展及び住民生活の向上に重要な役割を果たす町内の小規模企業者及び中小企業者の振興についての基本理念を定めるとともに、町商工業者、商工団体及び町民が協働、連携する必要があることから、制定するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては地域社会課観光振興特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課参事兼観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域社会課、山下でございます。

本条例は、平成26年度制定の小規模企業振興基本法第7条の規定及び商工会から平成28年11月に小規模企業振興に関する条例の制定についての要望を受けまして、神河町商工業振興基本条例を制定するものでございます。

現在、町内小規模企業者数は、平成21年兵庫県統計データでは525事業所であり、平成24年度経済センサスデータでは、町内総商工業者数580事業所のうち90.5%を小規模企業者が占めております。地域活性化のためには、町内商工業者の9割以上を占める小規模企業者の振興が不可欠であり、小規模企業対策の一層の推進を図ることが必要となっております。そのため、本条例では町商工業者、商工団体及び町民の役割を明らかにし、商工業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、4者が協働、連携することを基本方針に定めたものとなっております。

また、平成28年度末で町内総商工業者数580事業所のうち、神河町商工会の加入会員数が389事業所、加入率が67.1%となっており、商工会の事業活動を推進するためには、商工業者の商工会へ加入していただくことが必要であり、商工業者は商工団体に積極的に加入し、その事業活動に相互に協力するよう努めることも定めています。

なお、兵庫県内の条例制定の状況につきましては、篠山市と三木市、養父市、上郡町、

猪名川町がそれぞれ条例を制定しております。神崎郡内においては、福崎町が平成27年4月、市川町が平成28年4月に制定しており、神河町も郡内で足並みをそろえるためにも条例を制定いたしたいものでございます。

以上が詳細説明といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第7 第7号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第7号議案、神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第7号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正において、条ずれ、号ずれ及び情報のやりとりを行った際の項目や日時などの記録の訂正を行った場合に、やりとりをした相手方等に訂正の事実を通知する規定が追加されたことから、神河町個人情報保護条例において関係規定の整備等を図るものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第8 第8号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第8号議案、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第8号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、まず第1条による改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正を行うものです。

次に、第2条による改正につきましては、児童福祉法の改定に伴い、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正を行うものです。

次に、第3条による改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、神河町職員の育児休業等に関する条例の改正を行うものです。

次に、第4条による改正につきましては、児童福祉法の改定に伴い、神河町職員の育児休業等に関する条例の改正を行うものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第8号議案について私から詳細の御説明をさせていただきます。

まず、この条例改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行にあわせ、町条例の関係部分の改正を行うものでございます。

続いて、改正箇所の説明を行います。まず、第1条による改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が1月1日施行として改正されたことに伴い、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正を行うものです。

新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。本則第10条第4項の改正の概要は、第1項から第3項までの、子の養育を行う職員の深夜勤務及び時間外の制限を行っております。

第4項においても、要介護者のある職員について、「3歳に満たない子のある職員の当該子の養育」とあるのは「当該要介護者を介護」に、「深夜における」とあるのは、「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」に、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読みかえを行うものでございます。

次に、第2条による改正につきましては、新旧対照表の1ページの下段から2ページをごらんください。本則第9条の改正の概要は、児童福祉法の改定により、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるための改正でございます。

次に、第3条による改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う

神河町職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。

その概要は、多様な家族形態、雇用形態に対応した育児期の両立支援を図るための整備となっております。新旧対照表の3ページをごらんください。本則第2条の改正の概要は、非常勤職員の育児休業を取得することができる職員について規定されていますが、この改正で、非常勤職員の育児休業を取得できる範囲を広げる改正となっております。具体的には、これまで1つとして、申し出時点で過去に1年以上継続して雇用されていること、2つに、子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあることと、子が2歳になるまでの間、更新されないことが明らかでないものを除く。これらを満たすものであったものが、このたびの改正により、1つに、申し出時点で過去に1年以上継続して雇用されていること、2つに、子が1歳6カ月になるまでの間に更新されないことが明らかであるものを除くと改正をするものでございます。

第2条の2につきましては、児童福祉法の改正による特別養子縁組の看護期間中の子や養子縁組里親に委託されている子、その他これらに準ずるものについて対象の範囲を拡大する内容が追加されています。以下、第2条の3項及び第2条の4項については、条ずれを訂正をいたしております。

次に、新旧対照表4ページ、下段をごらんください。本則第3条では、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認された場合に、その子が死亡または別居することとなった際、またはその子が特別養子縁組が成立しないまま措置が解除された際に、育児休業の再取得ができる特殊なケースについて追加となっております。以下、号ずれの訂正を行っております。

次に、新旧対照表5ページ、下段をごらんください。第10条では、育児短時間勤務を取得していた職員が出産等により育児短時間勤務承認の効力を失った場合、前第3条と同様に再取得ができる特殊な事情について記載していますが、第3条第2号、イの民法第817条の2第1項の規定、「特別養子縁組が成立しないまま措置が解除された場合」を追加する改正となっております。以下、号ずれを訂正しております。

次に、新旧対照表6ページ、中段をごらんください。第18条第2項では、育児時間の承認を受けている職員が育児休業の部分休業の承認を受けようとする場合は、1日につき2時間から育児時間60分を減じた時間の範囲内と規定されています。このたびの改正により、育児時間に加え介護時間についても、同様に1日につき2時間から育児時間を減じた時間の範囲内となるように改正をされるものでございます。

同じく第18条第3項では、前項の正規職員に準じ、非常勤職員に対し、同様の規定を定めていますが、育児時間の受けることのできる非常勤職員を、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第61条第29項の規定により、引き続き雇用された期間が過去1年以上あることを規定する改定であります。

続いて、第4条による改正でございます。新旧対照表7ページをごらんください。本則第2条の2項でございます。児童福祉法の改正に伴い、項ずれ及び項を号に変更して

いる箇所、また「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」という表現を「養子縁組里親」に訂正するものでございます。

なお、改正条例第1条と第3条につきましては、平成29年1月1日から適用、第2条と第4条につきましては、平成29年4月1日からの施行となります。

以上が第8号議案、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に係る主な改正内容でございます。全て上位法の改正に伴う町条例の改正でございます。御審議をよろしく願いたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第9 第9号議案から第11号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第9号議案、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第10号議案、神河町特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び第11号議案、神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件の3議案を一括議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第9号議案から第11号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

第9号議案は、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第10号議案は、神河町特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第11号議案は、神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

3議案とも、去る2月3日に開かれた特別職報酬等審議会の答申に基づき、町三役の給料、期末手当、議会議員の報酬、期末手当、非常勤特別職の日額報酬の改正を提案する議案でございます。

まず、議員の報酬と期末手当につきまして、議長の報酬月額、現行31万5,000円から2万円を引上げ33万5,000円、副議長の報酬月額、現行23万5,000円から1万円を引上げ24万5,000円、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長の報酬額は、現行22万5,000円から5,000円を引上げ23万円、議員の報酬額は、現行22万円から5,000円を引上げ22万5,000円とする答申に基づき、改正を提案するものでございます。

また、期末手当については、去年の人事院勧告による一般職の勤勉手当の改定に準じ、

現行の4.15月から0.1月引き上げ4.25月とする答申に基づき、改正を提案するものでございます。

次に、町長、副町長、教育長の給料につきまして、答申としましては、報酬月額については今年度は改定を行わないとの内容でしたので、このたびの給料の改正は行いません。しかし、期末手当については、議員同様一般職の改定に準じ0.1月引き上げ、年間4.25月とすることとするという答申でございましたので、その答申に基づいた改正を提案しております。

内容は、6月の期末手当を現行100分の202.5から100分の207.5へ、また12月期末手当について現行100分の212.5から100分の217.5へと、それぞれ0.05月引き上げ、年間で0.1月を引き上げるものです。

次に、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例につきましては、今年4月から新たに設立される空き家等対策協議会における委員の日額報酬について、答申では、他の日額報酬の委員と同じく8,000円という答申でございましたので、その答申に基づいた改正を提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第9号議案から第11号議案について詳細を説明させていただきます。

まず、先ほど町長が御説明させていただきました第10号議案、神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の内容につきましては、別表の区分中の特別職報酬審議会を条例名称のとおり、特別職報酬等審議会に改正させていただきます。また、平成24年3月議会において農村多元情報システム施設設置管理運営委員会は既に廃止され、農村多元情報システム施設放送番組審議会は、ケーブルテレビネットワーク放送番組審議会に組織改編されておりますので、あわせて改正をさせていただくものでございます。

それでは、特別職報酬等審議会における審議経過、答申内容、決定の観点及び理由等について、去る2月22日に町長宛て提出をされました答申内容に基づき報告をさせていただきます。

まず、特別職報酬等の額の決定については、神河町特別職報酬等審議会条例に基づき、町の各階層または識見を有する者の中から町長が任命を行いました9名の委員、その内訳としましては、商工会代表、勤労者代表、女性代表、住民代表、公共公益団体代表、金融機関代表、そして有識見者での計9名の委員により、去る2月3日、公平かつ中立な立場に立って慎重に審議、検討され、全員の一致をもって提案の内容のとおり結論が

得られましたことをまず初めに報告をさせていただきます。

あわせて、委員の半数は神河町行財政改革推進委員もお務めいただいている方々でありましたことを申し添えさせていただきます。

なお、町長から諮問を行いました内容は、1つ、町長、副町長及び教育長等の給料について、2つ、議会議員の報酬について、3つ、非常勤特別職の報酬についてでございます。

まず、このたびの審議会は、これまでの財政健全化の取り組みに対する評価と平成28年度からの交付税の一本算定による減額への対応が迫られる中で、厳しい財政状況を確認しながら、特別職として果たすべき職務範囲や職責度など幅広い視点から総合的な判断が求められました。

また、平成28年度の人事院勧告に基づく一般職の給与改定に伴う特別職の報酬月額改定の是非及び勤勉手当の0.1月の引き上げに伴う特別職の期末手当の引き上げの是非について審議されました。加えて県下の12町の人口、財政規模や財政力、報酬の比較などを行い、適切妥当な報酬の額の検討が行われました。

まず、神河町の財政状況については、財政の弾力性を示す経常収支比率は、人件費や補助費等の比率が上昇したため91%となり、昨年度と比較して1.1ポイント悪化しました。財政の健全化判断比率である実質公債費比率は、平成27年度までの3カ年の平均は15.6%となり、昨年度と比較して0.5ポイント改善しました。また、将来負担比率も35.6%となり、昨年度と比較して8.1ポイント改善しました。平成26年度において公債費負担適正化計画のとおり、実質公債費比率18%未満が達成をされ、さらに平成27年度でも改善しており、町財政は着実に改善してきました。

しかし、今後の人口減少や平成28年度以降の普通交付税一本算定により一般財源が減少していく中では、全ての事業を実施することは非常に困難な財政状況になってきております。また、町税、普通交付税等の一般財源が減少する一方で、財政面では人件費等の義務的経費や特別会計、企業会計、一部事務組合への繰出金、負担金などの増加により収支不足は拡大傾向にあり、財政構造が硬直化しつつある中、地域創生を初めとした交付金や補助金、交付税充当率の高い起債の活用など、歳入増に向けた取り組みを進めるほか、国等の動向に十分に留意しながら財源を見込んだ上で、身の丈に合った歳出規模としなければならない現状が確認をされました。

その上で、町三役については、平成18年度に改定して以降、現在まで改定されていない点、また平成27年4月から一般職の給与の総合的見直しに準じた措置として2%の削減を実施中であるとの説明を受けました。特別職としての活動も多く、ふだんから積極的に行われており、評価するとの意見が出されました。

その一方で、県下の町三役の報酬と比較して著しく低い状況とは言えず、厳しい財政状況の中で特別職として果たすべき職責を全うしているかという点については、合併以降の町当局の努力と住民理解の中で、財政健全化についても少しずつ改善の方向へ推移

している。

また、三役の行政への取り組みは、スキー場整備や病院の建てかえなど大きな取り組みを進められており、町の事業にも休日返上で頑張っておられ、頑張りがいのある報酬ということで引き上げをしていただきたいという意見が出る一方で、今後の神河町財政状況や県下の町三役の給与の状況を見る限り、今回は改定を見送るのが適当であるという意見でまとまりました。

次に、期末手当については、県下各町の状況も参考にする中で、一般職に準じて引き上げることが適当と判断し、0.1月の引き上げを行うことで意見がまとまりました。また、一般職の給与の総合的見直しに準じた措置については、国及び県下の町三役の対応状況を確認した結果、廃止することが適当であると意見がまとまりました。

次に、議員報酬の引き上げについては、兵庫県町議会議長会からの議員報酬の適正化推進について県下各町長へのお願ひ文書が届いており、その現状は、議長以下議員に至るまで県下における議員等報酬適正化基準、これは平成6年度の数値ですが、大きくその数値は下回り、3.5%から10.5%下回っており、とりわけ議長においては10.5%下回る水準にありました。

また、近隣町の実態も参考に協議、検討を行いました。結果、神河町議会においても積極的かつ適正な活動が行われていること、議員報酬は生活給ではないにしろ、さらに議員活動を保障する観点から引き上げが必要であるとの意見でまとまりました。

また、若い人たちが議員になって町を何とかしようという思いを持たせられるような議員報酬が提示できればといった意見も出されました。

なお、議員定数や委員会活動の効率化についても、議員間協議が継続して行われていることを申し添えます。

また、期末手当については、町三役と同様の考え方とし、一般職に準じて0.1月引き上げ、4.25月とすることで意見がまとまりました。

次に、非常勤特別職の報酬については、県下の町における非常勤特別職の報酬について比較したところ、年額報酬、日額報酬ともに12町においてやや開きはありますが、当町の報酬が著しく低い状況とは言えず、最高値から最低値までの間に位置していることから、今後の財政状況を考慮し、今年度は改定を行わないことが適当であるとの判断で意見がまとまりました。

また、平成29年4月から設置される予定の空き家等対策協議会委員の報酬については、日額8,000円が適切妥当な報酬額であると意見がまとまりました。

そして最後に、このたびの審議会で、これまでの町のさまざまな努力により財政の健全化が実感できる状況にある一方で、今年度の財政見通しとしては、税収の減少や地方交付税及び臨時財政対策債算定の一本化の年であり、さらに昨年度実施された国勢調査の人口が減少傾向にあることから、今年度以降の交付税が減額となる見込みであることなど、さらに厳しい財政状況が見込まれます。

そのような中で、国挙げての地方創生、景気回復という点では、まだまだこれからであり、最低賃金の引き上げの効果がアルバイトやパート従業員まで浸透していない、会社の利益につながらない中で、中小零細の事業所現場では賃上げの負担が大きいといった意見も出されたように、その効果が町民生活全体に行き渡るような経済循環の仕組みづくりが求められています。

また、特別職報酬等審議会としましては、法律にのっとり国、県の動向、県下の自治体の状況、町の財政状況、地域社会の経済状況等を考慮し、公平公正な立場から検討してまいりました。これらを踏まえ、町当局及び町議会におかれましては、この審議会答申を真摯に受けとめていただき、必要な改正を行っていただきたく申し添えます。

今後も、引き続き行財政改革の取り組みにより健全な財政運営を行いつつ、将来を展望した積極的、計画的かつ効果的な行政運営で活力のある町づくりに御尽力いただくことを願いますと締めくくられております。

以上、答申の内容についての詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第10 第12号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第12号議案、神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第12号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、神河町税条例等の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第12号議案の説明をさせていただきます。

このたび国におきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革

を行うとのことから、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布されました。それらの総括的な改正事項としましては、1つ目といたしまして、地方消費税の税率引き上げの施行日の変更及び消費税に係る地方交付税の率の変更等を行うこととしたこと。2点目には、法人町民税の法人税割の税率の引き下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更を行うこととしたこと。3点目には、自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更を行うこととしたこと。4点目には、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用年度を延長することとしたこと。これらの改正に伴い、今回、神河町税条例等の一部を改正を行うものでございます。

なお、今回の改正を行います条文等につきましては、昨年改正をいたしました町税条例等の一部改正を施行前に改正する部分がございますため、法制文法上、同じような重複した条文が続きますが、御了承いただきたいと思っております。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、ごらんください。新旧対照表の1ページですが、第1条による改正でございます。第36条の2につきましては、町民税の申告における寄附金控除の規定中、認定NPO法人に関する法改正により名称変更するものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをお願いいたします。附則第7条の3の2につきましては、個人住民税におけます住宅ローン控除制度の適用期限の延長を行うものでございます。

次に、第2条による改正でございます。2ページから10ページにかけては、第1条の改正でございますが、この第1条の改正につきましては、昨年の臨時議会において上程しました神河町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございまして、その改正条例の一部を一旦改正前に改正するものでございます。具体的には、昨年、軽自動車から種別割の名称変更を行った部分、法人町民税の法人税割の改正、環境性能割の規定を定めたところの部分でございます。それを一旦改正前に戻すものでございます。

少し飛びまして、11ページをお願いいたします。附則第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例、いわゆる軽減に係る部分でございますが、この部分の1年延長に係る規定の整備でございます。

次に、12ページをお願いいたします。第1条の2の改正につきましては、第1条で、条例の一部を改正前に改正したものを改めまして改正するための整備でございます。つまりもとに戻すわけでございます。

少しまたページを飛びますが、16ページをお願いいたします。附則第16条につきましては、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う規定の整備でございます。つまり適用年の規定を定めております。

次に、16ページ、下段から17ページにかけてでございますが、改正附則第1条につきましては、法人町民税の法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割

の導入時期が変更になったことに伴う施行期日の変更でございます。平成29年4月1日から平成31年10月1日へ変更を行います。

次に、18ページをお願いいたします。改正附則第2条の2につきましては、法人町民税の法人税割の税率引き下げの時期が変更になったことに伴う施行期日の変更でございます。つまり平成31年10月1日になります。

改正附則第3条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴います軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置を規定したものでございます。これにつきましては、平成29年4月1日施行分でございます。

改正附則第4条につきましては、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴います適用年度の変更でございます。平成29年度から平成31年度へ変更を行います。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございますが、ただし、各条文ごとの施行期日は、各附則において定めておるところでございます。

また、別紙改正概要をつけさせていただいておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

以上、第12号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第11 第13号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第13号議案、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第13号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町手数料条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由は、本年4月から介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に基づき、要支援1・2及び事業対象者に対し、地域包括支援センターが作成したケアプラン作成費として、第1号介護予防支援費が本町の介護保険事業特別会計に手数料として兵庫県国民健康保険団体連合会から支払われることに伴い、神河町手数料条例第2条関係の別表を改正するものでございます。

以上が提案理由及び内容でございます。

詳細につきましては健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。第13号議案について説明を行います。

先ほど町長が説明しましたとおり、介護予防・日常生活支援総合事業を本年4月から実施し、第1号介護予防支援費の報酬を受領いたします。これまで要支援1・2の認定を受けた方の地域包括支援センターが作成した介護予防ケアプランの作成報酬については、手数料として介護予防支援費を国民健康保険団体連合会から介護保険事業特別会計で受領しておりましたが、本年4月から介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、訪問事業、通所事業のみを利用される方の介護予防ケアマネジメント作成報酬については、第1号介護予防支援費という名称となり、国民健康保険団体連合会から介護保険事業特別会計で受領することになります。つきましては、手数料条例の改正を行うという提案でございます。

改正表中、事業対象者とは、要支援認定を受けずに、国の示した基本チェックシートという簡便な方法で審査を行い、審査を通過した方が事業対象者として訪問事業、通所事業を利用することができます。

第1号介護予防支援費については、各市町で定めることとなっており、当町はこれまでの介護予防プラン作成費、介護予防支援費と同額としております。

なお、要支援1・2の認定を受けた方で、訪問サービス、通所サービスとあわせて短期入所、福祉用具の購入、住宅改修などをあわせて介護予防サービスを利用された方のケアプラン作成費については、従来どおりの手数料で介護予防支援費として受領いたします。

介護予防ケアプラン作成費、介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント作成費、第1号介護予防支援費については、全額が保険者の負担となり、本人の1割の負担はございません。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第12 第14号議案

○議長（安部 重助君） それでは、日程第12、第14号議案、神河町福祉医療費助成

条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第14号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、兵庫県の行財政構造改革の一環として、平成29年6月30日で老人医療費助成事業が廃止され、平成29年7月1日施行で高齢期移行助成事業が創設されることとなります。

対象者は65歳以上69歳以下で非課税世帯の者と変わりはありませんが、支給要件に一定の所得以下を基本として、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な方（要介護2以上）という新たな要件が設定されます。

このことから、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱が改正されることに伴い、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

このたびの改正では、老人医療費助成事業が廃止となり、高齢期移行助成事業になるための改正を行いますが、あわせてこれまでの条例で使っておりました文言等を兵庫県の要綱のスタイルに改正をさせていただきたく提案しております。

それでは、後ろのほうについております新旧対照表によって説明させていただきます。今回の改正では、本則の改正に伴い、附則の改正も必要なため、新旧対照表で第1条から第4条の改正を上げています。

まず、新旧対照表の第1条による改正ですが、福祉医療費助成事業の中で「老人」としておりました名称を全て「高齢期移行者」と改めます。また、定義等の中で、有効期限があるものについて、これまで丸々までの間にある者と表記しておりましたが、県の要綱にあわせて丸々を経過していない者に統一した表記に改めます。その他、平仮名と漢字など表記の違いを県の要綱にあわせたものにします。

次に、これまでは助成事業対象者の所得制限について、所得による支給の制限として、近隣の福崎町などとあわせた内容にしておりましたが、このたびの兵庫県の実施要綱の改正により、高齢期移行者の所得制限の項目が新たにふえたことに伴い、兵庫県の実施要綱にあわせて、所得による支給の制限を助成対象者といった内容に改めます。条例の

順番についても県にあわせて助成対象者の後に福祉医療費の支給とします。これにより、第3条を新設、改正前の第3条が4条となり、改正前の第4条は削除となります。

次に、8ページから9ページにかけてごらんください。新旧対照表の第2条による改正ですが、平成22年の税制改正により、住民税の年少扶養等の控除額がなくなりましたが、福祉医療費助成事業の所得制限の算定については、当分の間、改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとするとして、附則として、附則で市町村民税の額の算定の特例を施行しておりましたが、この特例について兵庫県の実情にあわせて条例第3条第3項に記載することとします。

次に、9ページ、新旧対照表の第3条による改正ですが、平成26年に老人医療の一部負担金の改正がありました。26年7月施行までに老人医療対象となっている受給者には経過措置が設けられ、その期間が平成31年6月30日までとなっており、今後も適用されることから、附則の助成の特例の老人の名称を高年齢移行者に改めます。また、その附則で、外来を受給者個人の外来、入院を受給者個人の外来以外など、本則にあわせた表記に改正します。

最後に、10ページ、新旧対照表の第4条による改正ですが、現行の第4条の所得制限に関する内容が改正後は第3条に記載されるため、平成27年改正の母子家庭等の助成の特例の中で表記されている条例を4条から3条に変更します。また、その他の表記も本則にあわせたものに改正します。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第13 第15号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第15号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第15号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由は2点あり、1点目は、平成28年9月の介護保険法施行令の改正に伴う介護保険料第1段階対象者の保険料軽減の継続でございまして、消費税率10%の施行が平成31年10月に延長されたことに伴い、第2条第6項において、介護保険施行令第39条第1項第1号に定める方の保険料軽減については、平成27年度から28年度としていたものを平成27年度から平成29年度までの1年延長するものでございます。

次に、2点目は、平成27年12月の介護保険法施行令第6条の改正に伴い、介護認

定審査会の委員の任期が2年であったものを、各市町村が条例で2年を超え3年以下の期間で定めることができることになりました。このことから、神崎郡3町で協議した結果、介護認定審査会の任期を2年から3年に改正するとともに、介護保険認定審査会の共同設置についての条例整備を行うものでございます。

以上が提案理由及び内容でございます。

詳細につきましては健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。第15号議案について説明を行います。

先ほど町長が説明しましたとおり、改正の内容は2点ございます。

まず第1点目は、介護保険施行令第39条第1項第1号に定める方、これは生活保護受給者または老齢福祉年金受給者及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得の金額と年金収入の合計が80万円以下の方でございますが、その方の保険料の軽減と継続でございます。これらの方の保険料の軽減については、平成27年4月から平成28年度まで介護保険料の軽減が図られています。

本来でしたら、国は各自治体へ平成29年度において住民税非課税世帯の所得の低い方、介護保険施行令第39条1項第1号から第3号に定める方の保険料を軽減をする通知をしておりましたが、平成29年4月から消費税が10%に引き上げをする予定でございましたが、平成31年10月から延期されたことに伴い、補填する財源不足等の関係により、第2号から第3号に定める方の保険料の軽減はせず、第1項1号に該当する方のみ平成29年度まで引き続き保険料を軽減するための条例の一部を改正するものでございます。

次に、2点目は、介護保険認定審査会委員の任期の変更でございます。介護保険認定審査会は、神河町、市川町、福崎町の3町で共同運営しております。現在、介護保険認定審査会の委員の任期は2年と定めておりますが、平成27年12月の介護保険施行令の一部改正により、2年を超え3年以下の期間で市町の判断により条例で定められることになりました。

3町の介護保険認定審査会については、現行の委員の任期は平成29年3月末までとなっております。今、改選の準備をしてるところでございます。神崎郡医師会に任期の期間について諮りましたところ、3年の要望がありました。また、平成29年度から就任予定の委員についても、委員に3年間の任期についてお伺いしたところ、同意を得ることができました。

また、神崎郡認定審査会の運営等については別に規約と要綱で定めておりますが、当町の条例に介護認定審査会の共同運営の定義と委員の任期についての文言の記載がない

ため、今回、文言を整理し、このたび条例で定めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第14 第16号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第16号議案、神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第16号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、仮設トイレの料金の取り扱いをめぐり神崎郡3町で協議した結果、し尿くみ取り手数料を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。それでは、説明させていただきます。

本議案は、仮設トイレについての料金設定をこのたび行おうとするものでございます。12月に神崎郡3町と橋本清掃で協議を行いました。橋本清掃からの要望としまして、仮設トイレのくみ取りの場合、くみ取り数量が10リットル程度しかないようなケースもあり、採算がとれないので、固定料金にしてもらえないかというものでございました。現在のくみ取り搬出は手数料を10リットル65円とし、くみ取り券での支払いとしております。

ここに仮設トイレの場合、中間くみ取りは2,000円、最終くみ取りは3,000円という区分をつけ加えるものでございます。中間くみ取りは、吸い出しだけで、清掃はなしです。最終くみ取りは、吸い出しをし、清掃、撤去と手間がかかるため、1,000円の差を設けたものでございます。価格的にも値段的にも無理のないものであるということで、3町とも合意し、今回上程させていただいたものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第15 第17号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第17号議案、神河町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第17号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、平成29年4月1日から神河町デジタル防災行政無線システムが運用されるに当たり、入居者募集に係る告知放送の追加等による字句を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。それでは、説明をさせていただきます。

このたび防災行政無線を平成29年度から運用いたしますが、神河町営住宅設置条例を点検いたしましたところ、住宅の公募方法につきまして、現行の告知端末機を利用した有線放送である旨定められておりますので、これを防災行政無線の利用に改めるものでございます。

議案1枚めくっていただいて、新旧対照表で説明させていただきます。第1条による改正では、町営住宅の管理でございますが、第4条中、第1項第1号で、町広報に「搭載」としておりましたが、「掲載」が正しい表現ですので、このたび直させていただきます。

2号中、「及び有線放送」としておりましたが、これを「文字放送」に改正します。そして、新たに3号として、これは防災行政無線のことでございますが、「町が保有する放送機器を利用した行政放送」を加えます。

第2条による改正である特定公共賃貸住宅設置条例についても、同様の改正をします。

第3条による改正でございます。地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例につきましては、1号の改正はなしで、2号と3号につきまして、第1条及び第2条の改正と同様の改正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第16 第18号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第18号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第18号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、本年2月13日に行われました神河町消防審議会において、団員定数について審議され、了承されたことに伴い、神河町消防団条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課の田中でございます。それでは、第18号議案の詳細につきまして説明させていただきます。

議案を1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。消防団定員の改正でございます。本則第3条でございます。本年2月に粟賀北分団根宇野部及び粟賀南分団寺野部の消防ポンプ車を軽4積載車に更新することにより、それぞれの火災対応団員数が各3名減員することから、定数を6名減少させる必要があることについて、本年2月13日開催の消防審議会において審議いただき、了承を受けたところでございます。

現在の定数748名が742名になります。また、消防団組織再編に伴い、平成27年度に神河町消防団施行規則の改正を行いましたが、部長と班長の職務について改正不十分でありましたので、改正いたします。申しわけありませんでした。あわせて様式を改正するもので、改正議案を提案させていただくものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第17 第19号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第19号議案、神崎郡介護認定審査会規約の一部

変更の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第19号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神崎郡介護認定審査会規約の一部変更の件でございます。

改正の理由は、先ほど第15号議案、介護保険条例の一部を改正する条例で御説明しましたとおり、当町の介護認定審査会については神崎郡3町で共同設置をしており、このたび委員の任期を3年とするもので、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第18 第20号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第20号議案、神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約締結事項の変更の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第20号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約締結事項の変更の件でございます。平成28年10月28日締結以降に変更要件が発生したため、契約金額を当初契約5,539万7,520円を6,302万9,880円に増額するもので、増額分は763万2,360円となります。

変更する理由は、伐採除根面積、伐採木処分、盛り土等の変更により工事費を増額するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。このたびの変更契約の工事内容につきましては、2月14日に行われました峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会において説明させていただいたとおりでございますが、再度議案書

に添付させていただいております神河町峰山高原スキー場造成工事工事変更概要に変更工事項目、内容、理由、金額を掲載しております。

変更内容は、伐採除根面積、伐採処分量、盛り土量、種子吹きつけ面積の変更、ガードパイプの撤去、暗渠排水路の追加、伐採木の仮置き場への進入路の路盤改良となっております。当初契約金額5,539万7,520円から6,302万9,880円に7,63万2,360円を増額いたしたいわけでございます。

以上が詳細説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第19 第21号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第21号議案、平成28年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第21号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町一般会計補正予算（第7号）でございまして、補正予算（第6号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、繰り越し事業として8事業を繰り越す予定としております。各事業の決算見込みによる地方債の補正、町税の増額、地方消費税交付金の減額、退職手当組合特別負担金、異動等による人件費の増減、地方創生推進交付金事業の減額、民間資金等活用事業調査費補助交付金事業の増額、電源立地地域対策交付金事業の減額、国民健康保険事業、介護保険事業に係る特別会計への繰出金の増減、臨時福祉給付金給付事業の減額、心身障害者福祉費における自立支援給付費等の増減、児童手当の減額、保育所費の増額、健康づくり対策費、母子衛生費の減額、中播北部行政事務組合負担金、中播衛生施設事務組合負担金の減額、地方創生拠点整備交付金事業の増額、除雪経費の増額、地域優良賃貸住宅中村団地の決算見込みによる減額、非常備消防費における新入団員の被服及び装備品の購入補助金の増額、防災行政無線システム整備の決算見込みによる減額、主なものは以上でございますが、各事業について決算見込みにより、それぞれ増減をいたしております。

そして、今回の補正による財源調整として、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,200万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,323万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、詳細説明をさせていただきたいと思っておりますので、6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。2款総務費、1項総務管理費、個人情報取扱事務データベース化事業216万円でございます。これにつきましては、個人情報保護条例によりますところの個人情報の取扱事務の登録後のデータベース化というところで、12月定例会でその支援業務委託料について補正をさせていただき、現在作業を進めておるところでございますが、取扱事務の洗い出し、そして整理に少し時間を要しているため、29年度へ216万円を繰り越しして実施をいたすものでございます。

同じく総務管理費、民間資金等活用事業調査費補助金交付金事業1,839万4,000円でございます。これにつきましては、現在、28年度の地方創生推進交付金事業において実施をしております旧粟賀小学校跡地の利用でPFI事業につきまして、引き続き29年度も行っていくという中で、国の第2次補正予算の交付金事業に採択をされ、2月15日付で交付内示を受けたため、その事業費を予算化し、繰り越しをするものでございます。

同じく総務管理費、個人番号カード交付事業費補助金事業93万3,000円でございます。これにつきましては個人番号カードの交付でございます。これにつきましては国庫補助事業でございます。総務省自治財政局よりの通知に基づき、平成29年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、5款農林水産業費、1項農業費、地籍調査事業2,625万円でございます。これにつきましては、年度内執行ができなかった越知3地区、川上3地区のE工程の委託料等の事業費を繰り越しして実施をするものでございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、峰山高原スキー場整備事業4億7,635万7,000円でございます。これにつきましては、年度内執行ができなかった工事費として29年度へ繰り越すものでございます。

同じく商工費、地方創生拠点整備交付金事業、リラクシング・プレイス整備ということで3億3,003万5,000円でございます。これにつきましては、スキー場のセンターハウスの建設、それとスキー場のPR事業というところで、国の第2次補正予算の交付金事業に採択をされ、2月24日付で交付決定を受け、今回その事業費を繰り越して29年度で実施をいたすものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業橋梁長寿命化修繕工事3,870万5,000円でございます。これにつきましては、年度内に執行ができなかった寺前橋、久子橋につきまして、29年度で実施するために繰り越すものでございます。

8款消防費、1項消防費、防災行政無線システム整備事業6,164万6,000円でございます。これにつきましては、年度内に執行できなかった情報連携装置につきまして29年度に繰り越しし、実施をするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。第3表、地方債補正。1、地方債の変更でございます。事業費のそれぞれの決算見込みに伴う補正でございます。まず、2、広域基幹林道開設事業、これにつきましては、千ヶ峰・三国岳線の県への負担金事業でございます。640万減額の限度額を650万円にするものでございます。

3、道路整備事業1,680万円減額の9,610万円の限度額にするものでございます。この内訳につきましては、神崎・市川線が350万円の減額、作畑・新田線が660万円の減額、そして町単独道路改良の部分が1,220万円の増額、神崎・市川線の単独事業分が1,800万円の減額でございます。

続きまして、4、橋梁整備事業でございます。これにつきましては、橋梁の長寿命化修繕工事に係る分でございます。6,430万円減額の限度額を4,550万円にするものでございます。

5、地域優良賃貸住宅整備事業、これにつきましては、中村団地第2期工事の分で、これは決算見込みにより770万円減額の7,540万円とするものでございます。

河川整備事業710万円減額の限度額を440万円にするものでございます。

消防施設整備事業、これにつきましては、消防車両の購入というところで軽4積載車2台の購入につきまして40万円減額の限度額を1,050万円にするものでございます。

10、防災行政無線システム整備事業につきましては1億3,650万円減額の限度額を5億3,970万円にするものでございます。

11、観光施設整備事業につきましては1億1,080万円増額の限度額を7億2,180万円にするものでございます。その内訳につきましては、スキー場整備につきましては3,880万円の減額、砥峰高原の駐車場整備につきましては90万円の減額、スキー場のセンターハウスに係る交付金事業に係る分につきまして1億5,050万円の増額でございます。

以上、合わせまして合計で1億2,840万円を減額し、限度額を18億5,420,000円にするものでございます。

引き続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、11ページ、歳入をお願いしたいと思います。まず、1款町税、1項町民税、1目個人町民税1,080万円の増額でございます。これにつきましては、特別徴収における給与所得者の所得額が当初見込みよりもふえたために、今回、決算見込みにより増額をいたすものでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税2,590万円の増額でございます。これにつきましては、償却資産の償却の減額が当初見込みよりも減ったために、決算見込みで増額をいたすものでございます。

7 款地方消費税交付金 2,000 万円の減額でございます。これにつきましては、決算見込みにより減額をいたすものでございます。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、2 目民生費負担金 385 万 5,000 円の減額でございます。これにつきましては、保育所の運営負担金でございます。当初予算見込みよりも保育料の軽減等により減額をしたというところで、決算見込みの中で減額をいたすものでございます。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節保育所費運営費負担金 476 万 5,000 円の増額でございます。これにつきましては、私立保育園の運営費負担金でございます。当初見込みよりもゼロ歳児から 2 歳児の入所園児がふえたことによりまして増額をしたものでございます。3 節心身障害者福祉費負担金 96 万 4,000 円の増額でございます。まず、補装具給付事業負担金につきましては 57 万 5,000 円の減額、給付実績により減額をいたすものでございます。障害者自立支援給付費等負担金につきましては 153 万 9,000 円の増額でございます。これにつきましては、決算見込みにより増額ということでございます。4 節児童手当交付金 228 万 1,000 円の減額、これにつきましては、対象児童数が当初見込みよりも少し変わってきたというところで、増減をいたすものでございます。5 節低所得者保険料軽減負担金 3 万 4,000 円の減額、これにつきましては、介護保険事業への繰出金に係るものでございまして、決算見込みにより減額をいたすものでございます。

引き続き、12 ページをお願いいたします。2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 278 万 3,000 円の増額でございます。まず、地方創生推進交付金 1,540 万 4,000 円の減額でございます。これにつきましては、かみかわアグリノベーション事業の不採択というところで 1,535 万円の減額、そして PFI 導入事業の推進事業で、このたび一部単独分が発生してきたというところで、5 万 4,000 円の減額でございます。

続いて、民間資金等活用事業調査費補助交付金 1,818 万 7,000 円の増額でございます。これにつきましては、平成 28 年度で地方創生交付金で実施をしております旧粟賀小学校跡地の PFI 事業というところで、引き続き 29 年度で実施していくという中で、国の第 2 次補正予算における交付金事業に採択をされたというところで、今回増額をするものでございます。これにつきましては、繰り越しをして実施をしていくということでございます。

続きまして、2 目民生費国庫補助金 490 万円の減額でございます。まず、地域生活支援事業補助金 40 万円の減額、これにつきましては、日常生活用具給付実績によりますところの減額でございます。続いて、年金受給者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金 450 万円の減額でございます。これにつきましては、障害遺族年金の受給者向けの給付金といたしまして 200 人を見込んでおりましたところ、それが 136 人減ったというところで、ここが 408 万円の減額でございます。そして、臨時給付金というところで、先ほど言いました部分とは別に、3,000 円の給付に当たる部分が 140 人減

額で42万円の減額というところでございます。

続きまして、4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金1億2,085万4,000円の減額でございます。まず、道整備交付金事業1,360万4,000円の減額でございます。内訳は、神崎・市川線が388万7,000円の減額、同じく神崎・市川線の支線が388万7,000円の減額、水走り中河原線が583万円の減額でございます。社会資本整備総合交付金道整備1億725万円の減額、これにつきましては、橋梁の長寿命化に係る分でございます。内訳は、国の当初予算におけます交付金について1億2,285万円の減額、そして国の第2次補正予算における追加が1,560万円でございます。2節住宅費補助金2,543万8,000円の減額でございます。これにつきましては、それぞれ実績の見込みにより減額をいたすものでございます。

6目商工費国庫補助金1億6,501万7,000円の増額でございます。これにつきましては、地方創生拠点整備交付金でございます。先ほど繰り越しのところで申しました部分でございます。新たに国の第2次補正予算により創設された交付金事業に採択され、交付決定を受けたことにより、今回増額をいたすものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金226万8,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほど国庫負担金の説明をしましたが、それと同様の理由により補正をいたすものでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。2項県補助金、1目総務費県補助金160万円の減額でございます。これにつきましては、電源立地地域対策交付金事業補助金でございます。交付金の決定により減額をいたすものでございます。長谷の駐車場トイレの整備に係るものが450万円の減額、道路の維持補修に係るものが290万円の増額でございます。

2目民生費県補助金16万9,000円の減額でございます。これにつきましては、まず民生児童委員活動費用弁償補助金3万1,000円の増額でございます。これは県の補助単価が増額したために、今回増額するものでございます。地域生活支援事業補助金20万円の減額につきましては、先ほど国庫負担金のところで説明をしたとおりでございます。

4目農林水産業費県補助金2,517万8,000円、そして6目土木費県補助金240万円の減額につきましては、それぞれの事業費の確定もしくは確定見込みにより減額をいたすものでございます。

3項県委託金、1目総務費県委託金、2節選挙費委託金304万1,000円の減額でございます。これにつきましては、参議院議員通常選挙費の委託金でございます。選挙事務経費の精算に伴う減額でございます。

4目農林水産業費県委託金、1節農業費県委託金920万円の減額でございます。これにつきましては、地籍調査事業委託金でございます。県営の事業費の確定によりまして減額をいたすものでございます。2節林業費県委託金150万円の減額、これにつ

きましては、ナラ枯れ防除事業委託金でございまして、県の配分決定により、このたび減額をいたすものでございます。

6目土木費委託金、2節道路橋梁費委託金125万円の減額でございます。これにつきましては、県道等用地取得事務委託金でございまして、28年度の県道用地の取得価格が決定したために今回減額をいたすものでございます。

18款繰入金、1項他会計繰入金、4目土地開発事業特別会計繰入金1,831万円の減額でございます。これにつきましては、しんこうタウンの第3期分譲の売り払い収入の3区画を予定しておりましたものが1区画になったというところで減額をいたすものでございます。

2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金6,448万9,000円の減額でございます。これにつきましては、今回の補正の財源調整による減額でございまして、この3月補正後におきます財政調整基金の繰入金の残高の見込みは17億5,281万2,000円の予定でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。20款諸収入、5項雑入、2目雑入、4節環境対策クリーン事業受入金130万円の減額、これにつきましては、事業量の減少よりまして減額をいたすものでございます。9節雑入1,450万円の増額でございませぬ。これにつきましては、峰山高原スキー場PR事業負担金ということで、地方創生拠点整備交付金事業のうちソフト事業であります峰山高原スキー場のPR事業に係る指定管理者からの負担金の増額でございませぬ。

続きまして、21款町債、1項町債につきましては、7ページ、第3表、地方債補正で説明をいたしたとおりでございます。

続いて、15ページ、歳出をお願いいたしたいと思ひます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費170万7,000円の減額でございませぬ。この主なものにつきましては、熊本地震の被災地への職員派遣の経費の減額でございませぬ。それについては、まず3節職員手当106万円の減額、9節旅費118万6,000円の減額、11節需用費24万5,000円の減額、14節使用料及び賃借料44万4,000円の減額、合わせまして293万5,000円がこの経費に係る分で減額をいたすものでございませぬ。

続きまして、6目企画費1,995万1,000円の減額でございませぬ。これにつきましては、4つの事業が今回補正の対象になってございませぬ。まず1つ目に、電源立地の関係で長谷駐車場、そしてトイレの整備というところでございませぬ。それにつきましては、13節委託料の測量等委託料32万8,000円、そして設計業務委託料33万3,000円、15節工事請負費420万4,000円、そして22節補償、補填及び賠償金の69万8,000円、合わせまして556万3,000円の減額でございませぬ。

続いて、地方創生推進交付金事業のかみかわアグリイノベーション事業で、今回不採択になったというところで減額をいたすもので、19節負担金、補助及び交付金のかみかわアグリイノベーション補助金2,928万2,000円でございませぬ。続いて、地域お

こし企業人交流事業というところで、当初予定しておりましたが、要件に該当しなかったために今回決算見込みの中で減額するものでございまして、19節負担金、補助及び交付金の地域おこし企業人派遣元企業負担金ということで、350万円の減額でございます。

続きまして、平成28年度の第2次補正予算で交付決定をもらいました民間資金等活用事業調査費補助金交付事業でございます。これにつきましては、旧粟賀小学校跡地のPFI事業の部分で繰り越しをしていく事業というところでございます。まず、8節報償費7,000円の増額、9節旅費2万円の増額、11節需用費12万円の増額、そして13節委託料、整備運営事業可能性調査委託料1,818万7,000円、そして14節材料及び賃借料6万円の増額、それら合わせまして1,839万4,000円の増額でございます。

続きまして、2項徴税费、1目税務総務費、3節職員手当9万7,000円の増額でございます。これにつきましては、時間外勤務手当でございまして、1月末の支出状況によりまして2月から3月を見込んでみますと、確定申告、そして年度末の徴収事務等々を勘案しましたところ少し不足するという中で、今回増額をいたすものでございます。13節委託料335万円の減額につきましては、それぞれ事業の確定見込みにより減額をいたすものでございます。

続いて、16ページをお願いいたします。4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費30万4,000円でございます。これにつきましては、先ほど歳入のところでも申し上げましたとおり、選挙執行経費の精算により減額をいたすものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、まず9節旅費6万円の増額でございます。これにつきましては、民生児童委員費用弁償でございまして、先ほど県の補助金の中で申しました県の補助単価が増額をしたことに対応するために歳出の部分でも増額をいたすものでございます。19節負担金、補助及び交付金450万円の減額、これにつきましても、先ほど国庫補助金のところでも申し上げましたとおり減額をいたすものでございます。28節繰出金、まず国民健康保険事業繰出金につきましては、112万円の増額でございます。これにつきましては、出産一時金の増額でございまして、28万円の4件分でございます。続いて、介護保険事業特別会計繰出金653万4,000円でございます。内訳は、介護給付費の繰り入れということで、町が12.5%を負担する部分が548万3,000円の減額、地域支援事業分が105万1,000円の減額でございます。低所得者保険料軽減負担金繰出金4万6,000円につきましては、決算見込みの中で増額をするものでございます。

続きまして、3目心身障害者福祉費122万9,000円の増額でございます。これにつきましては、給付実績の見込みによりそれぞれ増減をいたすものでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。7目後期高齢者医療費4万円の増額でございます。これにつきましては、人間ドックの委託料の増額でございまして、実績、決算

見込みにより増額をいたすものでございます。

続いて、2項児童福祉費、2目児童措置費315万円の減額でございます。これにつきましては、児童手当でございまして、それぞれの給付の対象児童の当初見込みからの増減による減額をいたすものでございます。

3目保育所費250万円の増額でございます。これにつきましては、私立保育所の運営委託料でございまして、当初見込みよりもゼロ歳児から2歳児の入所園児がふえたことなどから増額をいたすものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費112万8,000円の減額でございます。これにつきましては、水道事業会計補助金が精算に伴い減額をいたすものでございまして、繰り出し基準のうち高料金対策といたしまして54万円の減額、そして公債費の元利償還金の2分の1相当に係る部分が58万8,000円の減額でございます。

続いて、2目健康づくり対策費358万5,000円の減額でございます。これにつきましては、決算見込みによりそれぞれ減額をいたすものでございます。

3目母子衛生費98万円、これにつきましても、それぞれ決算見込みの中で減額をいたすものでございます。

2項環境衛生費、1目環境衛生費200万9,000円の減額でございます。これにつきましては、中播北部行政事務組合火葬場分の負担金の減額でございます。内訳といたしましては、このたびの均等割の協議の中で、平成28年度は1割相当を減額をするというところがございます。その1割相当の減額分が15万1,000円の減額、そしてその他につきましては、決算見込みの中で185万8,000円の減額でございます。

3項清掃費、1目ごみ処理費516万7,000円の減額でございます。これにつきましては、中播北部行政事務組合クリーンセンターの負担金でございまして、これにつきましても均等割の部分が1割部分が219万4,000円の減額、そしてその他の経費の決算見込みによりまして297万3,000円の減額でございます。

2目し尿処理費1,270万8,000円の減額、これにつきましては、中播衛生施設事務組合負担金の減額でございまして、し尿等の投入量の実績によりまして今回減額をいたすものでございます。

続いて、18ページをお願いいたします。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費21万6,000円の減額でございます。これにつきましては、地図データ更新委託料というところでございまして、予定をしておりました地籍調査によりますところの部分で、登記が完了する29年度での執行というところの中で今回減額をいたすものでございます。

6目地籍調査費825万円の減額でございます。これにつきましては、先ほど歳入のところでも申し上げましたとおり、県営・町営事業の確定見込みにより減額をいたすものでございます。

2項林業費、1目林業総務費710万円の減額でございます。これにつきましては、

千ヶ峰・三国岳線の工事負担金の減額でございまして、県営事業の事業費の確定によりまして減額をいたすものでございます。

2目林業振興費3,081万2,000円の減額でございます。これにつきましては、事業費の実績見込みによりそれぞれ減額をいたすものでございます。

続いて、19ページをお願いいたします。6款商工費、1項商工費、3目大河内高原整備費2億9,337万6,000円の増額でございます。これにつきましては、3つの事業がございまして、まず、1つ目に、除雪対策でございまして、13節委託料、峰山高原附帯施設等管理委託料213万2,000円の増額でございまして、これにつきましては、2月以降の積雪に備えて増額をいたすというところで、除雪経費をふやすものでございます。

続いて、スキー場整備関係でございまして、まず、15節工事請負費2億5,755万8,000円のうち3,504万3,000円の減額、19節負担金、補助及び交付金374万8,000円の減額、合わせまして3,879万1,000円の減額でございまして。

続いて、地方創生拠点整備交付金事業、センターハウスとPR活動の部分でございまして、まず、13節委託料、峰山高原スキー場認知プロモーション委託料2,900万円の増額、管理業務委託料843万4,000円の増額、15節工事請負費のうち2億9,260万1,000円の増額、これら合わせまして3億3,003万5,000円の増額でございまして。

続きまして、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費200万円の減額でございまして。これにつきましては、道路台帳修正委託料というところで、委託料の確定により減額をいたすものでございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費550万円の増額でございまして。これにつきましては、2月以降の町道の除雪に対応するために増額をいたすものでございます。

2目道路橋梁改良費2億1,178万8,000円の減額でございまして。まず、13節委託料2,092万円の減額でございまして。これにつきましては、測量等委託料の減額でございまして、内訳を申し上げます。作畑・新田線に係るものが650万円の減額、町道比延中河原線が98万円の増額、橋梁長寿命化に係る部分が1,540万円の減額でございまして。続いて、15節工事請負費1億9,030万円の減額でございまして。20ページをお願いいたします。まず、町道新設改良工事請負費3,140万円の減額でございまして。内訳は、町道神崎・市川線が2,352万8,000円の減額、同じく神崎・市川線の支線が787万2,000円の減額でございまして。続いて、橋梁修繕工事請負費1億5,890万円の減額でございまして。これにつきましては、国の当初予算に係る事業費の部分が1億8,490万円の減額、そして国の第2次補正分による増額部分が2,600万円でございます。22節補償、補填及び賠償金56万8,000円の減額、これにつきましては、神崎・市川線の支線の支障物件補償費の減額でございまして。

続いて、3項河川費、1目河川費350万円の減額でございまして。これにつきましては

は、河川改修工事で工事費の確定により減額をいたすものでございます。

5 項住宅費、1 目住宅管理費 5 4 0 万円の減額、そして 2 目住宅建設費 3, 4 0 2 万 6, 0 0 0 円の減額、これにつきましては、それぞれの事業費の確定により減額をいたすものでございます。

8 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費 1 1 4 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。これにつきましては、消防団員被服及び装備品等補助金ということで、この 4 月に新入団員として入ります 4 6 名の被服を補助するもので、2 分の 1 相当額を増額いたすものでございます。

3 目消防施設費 1 0 7 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましても、実績見込み、決算見込みの中で減額をいたすものでございます。

4 目災害対策費 1 億 3, 6 5 1 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましては、防災行政無線設備工事請負費で、これにつきましても、決算見込みにより減額をいたし、そして 2 9 年度へ繰り越す予定にいたすものでございます。

続いて、2 1 ページをお願いいたします。9 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費 3 8 2 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましては、幼稚園施設整備工事請負費の減額でございまして、寺前幼稚園で当初予定をしておりました複合遊具の設置につきまして、このたび姫路十字会から寄贈を受け設置が完了したというところで、その当初予定をしておりました工事費を含めまして決算見込みの中で減額をいたすものでございます。

続きまして、2 2 ページ以降につきましては、給与費明細書を添付をいたしてまいります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

ここで暫時休憩いたします。再開を 1 4 時 3 0 分といたします。

午後 2 時 1 3 分休憩

午後 2 時 3 0 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、次に入ります。

日程第 2 0 第 2 2 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 0、第 2 2 号議案、平成 2 8 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 2 2 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成 2 8 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございまして、補正予算（第 3 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では、国民健康保険税の決算見込みで 6,811 万 1,000 円の減額、国庫負担金のうち療養給付費等負担金は 704 万 8,000 円の減額、国庫補助金のうち普通調整交付金は 983 万 1,000 円の増額、療養給付費交付金は 1,728 万 5,000 円の減額、共同事業交付金は 1,419 万 6,000 円の減額、基金繰入金は 5,240 万円の増額でございます。

歳出では、保険給付費の退職療養給付費 1,529 万 1,000 円の減額、共同事業拠出金のうちの保険財政共同安定化事業拠出金 2,620 万 2,000 円の減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,744 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 7,875 万 9,000 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。それでは、詳細を説明させていただきます。

決算見込みに基づいて各科目の補正をしております。

それでは、予算事項別明細書 6 ページをごらんください。歳入の部、1 款国民健康保険税は一般と退職の現年課税分の説明欄の中の 3 項目、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について、全て決算見込みによるもので、税合計で 6,811 万 1,000 円の減額、これは一般保険者及び退職被保険者合わせて 100 名近く減少したためです。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金の 1 目療養給付費等負担金は、一般被保険者の医療費の見積もり方を減額調整し、704 万 8,000 円の減額。2 目高額医療費共同事業負担金は、歳出の共同事業拠出金算定額の確定により 71 万 5,000 円の減額。2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金のうち普通調整交付金は、今年度の申請額を計上し、983 万 1,000 円の増額。

4 款療養給付費交付金、1 節の現年度分は歳出の退職の療養給付費の減少に伴い 1,728 万 5,000 円の減額。

7 ページです。6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金は歳出

の共同事業拠出金算定額の確定により71万5,000円の減額。2項県補助金、1目財政調整交付金は、昨年度実績額から今年度の国庫普通調整交付金見込み額と突合し、普通調整交付金は90万1,000円の増額。特別調整交付金は過去2カ年平均から算出するもので、622万6,000円の減額。2目国保育成指導費補助金は同補助額の確定により5万2,000円の増額。

7款共同事業交付金、説明欄の高額医療費共同事業交付金は558万1,000円の増額、保険財政共同安定化事業交付金1,977万7,000円の減額は、いずれも決算見込みによるものでございます。

9款繰入金の1項他会計繰入金の1目一般会計繰入金、3節出産育児一時金繰入金は支給額の決算見込みにより112万円の増額を計上しています。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,240万円は歳入不足を補うために計上しています。

11款諸収入、1項雑入、1目第三者納付金263万1,000円は第三者行為による医療給付分の損害賠償金の歳入見込みを計上しています。

8ページをお願いします。歳出の部、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、嘱託職員の賃金及び共済費が改定されたことによる増で5万4,000円の増額。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費は、被保険者減により医療費も減少し、1,529万1,000円の減額。3目一般被保険者療養費は決算見込みにより62万円の減額。4目退職被保険者等療養費は決算見込みにより29万8,000円の減額。2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費は退職被保険者の減による高額療養費169万6,000円の減額。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は決算見込みにより168万円の増額。

9ページをお願いします。7款共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金は拠出金の確定により320万4,000円の減額。2目保険財政共同安定化事業拠出金も拠出金の確定により2,620万2,000円の減額。

8款保険事業費、2項保険事業費、1目保険事業趣旨普及費は人間ドック健診補助金を5件追加するため10万2,000円の増額。

9款基金費の1目財政調整基金積立金は歳入予算の不足を補うため197万3,000円減額をします。

これらにより、歳入歳出の補正額合計をそれぞれ4,744万8,000円の減額とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第21 第23号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第23号議案、平成28年度神河町介護保険事業

特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第23号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入において、第1号被保険者保険料の増額、介護サービス給費等諸費の減額に伴う国、県等の負担金及び補助金、交付金及び繰入金の減額でございます。

歳出においては、介護サービス給付費の減額、介護給付費準備基金積立金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,022万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,121万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。第23号議案の詳細について御説明申し上げます。

決算見込みにより補正をいたしております。

事項別明細書以下で説明させていただきますので、まず、6ページをごらんいただきたいと思っております。歳入でございます。1款1項1目、第1号被保険者保険料500万円の増額でございます。この増額の要因は、当初見込んでおりました所得段階被保険者の人数構成で積算しておりましたが、確定見込みにより所得段階別の調定額を修正した結果、第1号被保険者保険料を約1.9%増額するものでございます。

4款1項1目介護給付費負担金、現年度分740万円の減額です。この減額の要因は、介護サービス給付費等諸費の減額に伴うもので、決算見込みとの差額でございます。過年度分についても1,000円の減額でございます。

4款2項1目調整交付金、現年度分306万6,000円の減額です。減額要因は、この4款1項1目の国庫負担金の減額と同様、介護サービス給付費等諸費の減額に伴うもので、決算見込み額との差額でございます。過年度分についても1,000円の減額でございます。

2目地域支援事業交付金、介護予防事業現年度分116万7,000円の増額でございます。この増額の要因は、決算見込みにおいて補助対象額の基準額が当初から増額となり、国庫補助金が増額となったものでございます。過年度分については1,000円の減額でございます。

3目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業については145万6,000円の減額でございます。この減額の要因としましては、決算見込みにおいて補助対象額の基準額が当初から減額となり、国庫補助金が減額となったものでございます。過年度分についても1,000円の減額でございます。

5款1項1目介護給付費交付金現年度分1,228万2,000円の減額でございます。この減額の要因としましては、国庫負担金等の減額と同様、介護サービス給付費等諸費の減額に伴うもので、決算見込み額との差額でございます。

2目地域支援事業交付金現年度分130万6,000円の増額でございます。この要因は、決算見込みにおいて補助対象額の基準額が当初から増額となり、国庫補助金が増額となったものでございます。過年度分については1,000円の減額でございます。

7ページをごらんください。6款1項1目1節介護給付費負担金現年度分685万7,000円の減額でございます。この減額の要因としましては、国庫負担金等の減額と同様、介護サービス給付費等諸費の減額に伴うもので、決算見込み額との差額でございます。過年度分についても1,000円の減額でございます。

2項1目地域支援事業交付金、介護予防事業現年度分については58万3,000円の増額でございます。この増額の要因としましては、4款2項2目の国庫補助金と同様、決算見込みにおいて補助対象の基準額が当初予算から増額となり、国庫補助金が増額となったものでございます。過年度分については1,000円の減額でございます。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）現年度分については72万7,000円の減額でございます。この減額の要因としましては、4款2項3目の国庫補助金と同様、決算見込みにおいて補助対象額の基準額が当初から減額となり、国庫補助金が減額となったものでございます。過年度分についても1,000円の減額でございます。

8款1項1目介護給付費繰入金現年度分については548万3,000円の減額でございます。この減額の要因としましては、国庫負担金等の減額と同様、介護サービス給付費等諸費の減額に伴うもので、決算見込み額との差額でございます。

2目一般会計繰入金、3節地域支援事業繰入金、介護予防現年度分については37万9,000円の増額でございます。増額の原因としましては、4款2項2目の国庫補助金と同様、決算見込みにおいて補助金の基準額が当初予算から増額となり、一般会計繰入金、負担率12.5%が増額となったものでございます。過年度分については1,000円の減額でございます。4節地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）については142万8,000円の減額でございます。減額の要因としましては、4款2項3目の国庫補助金と同様、決算見込みにおいて補助対象額の基準額が当初予算から減額となり、

一般会計、負担率19.5%が増額となったものでございます。過年度分についても1,000円の減額でございます。5節介護保険料軽減負担金繰入金現年度分については4万6,000円の増額でございます。増額の要因としましては、決算見込みにより第1段階被保険者の軽減負担金を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。8ページをごらんください。2款1項1目介護サービス費諸費、19節負担金、補助及び交付金については4,386万6,000円の減額で、補正前の予算を3.5%減額するものでございます。減額の主な要因としては、居宅介護サービス給付費が当初予算の約89%の利用にとどまり、約11%が不用額になると認められたため、今回減額するものでございます。

3款1項1目介護予防費については、歳出の補正はないものの、一般財源と国庫補助金及び支払い基金交付金並びに県補助金の財源内訳が変わったものでございます。

2項1目介護ケアマネジメント事業費については2万円の増額でございます。町内の居宅介護支援事業所に支払う介護予防サービス計画作成委託料の不足により増額いたします。

6款1項1目介護給付費支払い基金積立金1,361万9,000円については、歳入から歳出を引いた残額を基金に積み立ていたします。

7款1項1目予備費については、神崎郡介護認定審査会の不足分として予備費から充当し、1,000円の減額でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第22 第24号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第24号議案、平成28年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第24号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成28年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、土地の売り払い収入の減額をするものでありまして、事項別明細書の4ページのとおり、歳入で土地売り払い収入を1,547万8,000円減額し、歳出で貝野宅地造成事業費の繰出金を1,831万円減額し、予備費で販売見込み額と一般会計繰出金との差額283万2,000円を減額するものでありまして、当初予算では3区画の

販売を予定していましたが、1区画の販売であったため、2区画分を減額するものであります。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,547万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,953万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第23 第25号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第25号議案、平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第25号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では、使用料及び手数料は162万円の増額で、建設残土砂等搬入量が当初見込みの6,000トンから年度末見込みで7,000トンと見込まれるためでございます。歳出では、委託料226万9,000円の増額で、搬入量の増及び除雪業務の追加による管理業務の増加によるものです。使用料及び賃借料は2万1,000円の増額で、搬入量増に伴う住石山陽採石株式会社の橋梁使用料の増額であります。基金積立金は362万円の増額で、搬入量による増のうち剰余金額を積み立てるもので、予備費は429万円減額いたします。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,959万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長、確認でちょっと、よろしいですか。

○議長（安部 重助君） 許可します。（発言する者あり）

提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

○町長（山名 宗悟君） 議長、済みません、24号議案について。

○議長（安部 重助君） 許可します。

○町長（山名 宗悟君） 失礼いたします。第24号議案の提案説明につきまして、確認

の意味で、再度その部分、確認をさせていただきたいというふうに思います。

第24号議案の歳出につきまして、予備費で販売見込み額と一般会計繰出金との差額283万2,000円を増額するものでありまして、当初予算では3区画の販売を予定しておりましたが、1区画の販売であったため、2区画分を減額するものでございますということで、283万2,000円を減額とひょっとして言ったかもしれませんが、減額ではなく増額であるというところを御確認お願いしたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 以上、確認をお願いします。

日程第24 第26号議案

○議長（安部 重助君） 次に、日程第24、第26号議案、平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第26号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は、歳入では、各地区からの申請によりまして振興基金繰入金を421万1,000円増額いたします。歳出では、地域振興費、負担金、補助及び交付金に421万1,000円を増額し、各地区の施設整備事業に補助いたします。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ421万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,464万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第25 第27号議案

○議長（安部 重助君） 日程第25、第27号議案、平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第27号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）でございまして、補正

予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は、予算第3条の収益的収入の予定額で営業外収益の一般会計補助金が高料金対策の繰り出し基準の変更、企業債元利償還金の減額等により1,120万円の増額、収益的支出の営業費用では、水道施設整備事業に伴い除却する資産が確定したことにより1,328万3,000円の増額、営業外費用では、国庫補助金の減額により405万5,000円の減額、予備費で197万2,000円の増額、これらにより水道事業収益及び費用、それぞれ4億3,831万2,000円といたします。次に、予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額112万8,000円の減額をし、6,767万円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島でございます。それでは、第27号議案について、概要は町長から申し上げましたとおりなので、詳細について、予算実施計画で説明いたします。

2ページをごらんください。収益的収入でございます。1款2項2目他会計補助金で、高料金対策は繰り出し基準となる資本費が175円から177円に引き上げられたことにより54万円の減額、企業債元利償還金補填は、借り入れた簡易水道事業債の利率が確定したことによる精算で58万8,000円の減額、4目長期前受け金戻入は、28年度に除却する固定資産が増加したことに伴い国・県補助金を488万3,000円増額、5目雑収益は、資本的収入、国庫補助金の消費税分を費用化することにより収益化も必要となるため744万5,000円の増額。

3ページは収益的支出でございます。1款1項6目資産減耗費は、28年度実施の水道施設整備に伴い除却する固定資産が確定したことにより不足分1,328万3,000円を追加計上いたします。2項2目雑支出は、国庫補助金の消費税分を費用化するための予算を計上しておりましたが、28年度に受け入れする国庫補助金が減額になったことから405万5,000円の減額、4項1目の予備費は、3条予算の収支均等のため197万2,000円の増額をいたします。

4ページはキャッシュフロー計算書でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 26 第 28 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 26、第 28 号議案、平成 28 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 28 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成 28 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 4 号）でございまして、補正予算（第 3 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、資本費平準化債償還金の予算不足により 7 万 6,000 円の増額をいたします。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 6,539 万 5,000 円は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

○議長（安部 重助君） ここで、お諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、3 月 2 日午前 9 時再開といたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後 3 時 04 分延会
